

官報

号外 平成二年三月二十二日

○第百十八回 衆議院會議録 第六号(一)

平成二年三月二十二日(木曜日)

午後二時 本会議

○本日の会議に付した案件

皇室會議予備議員の選挙

皇室經濟會議予備議員の選挙

裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

裁判官訴訟追委員及び同予備員の選挙

檢察官適格審査會委員及び同予備委員の選挙

国土開発幹線自動車道建設審議會委員の選挙

北海道開発審議會委員の選挙

国土審議會委員の選挙

日本ユネスコ国内委員會委員の選挙

人事官任命につき同意を求める件

臨時腦死及び臓器移植調査會委員任命につき同意を求める件

日本銀行政策委員會委員任命につき同意を求める件

平成元年度一般會計補正予算(第2号)

平成元年度特別會計補正予算(特第2号)

平成元年度政府關係機關補正予算(機第2号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保險法の

(内閣提出)

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保險法の

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保險法の

平成二年三月二十二日 衆議院會議録第六号(一) 各種委員等の選挙

一部を改正する法律案(内閣提出)
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後六時二分開議
○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

皇室會議予備議員の選挙

皇室經濟會議予備議員の選挙

裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

裁判官訴訟追委員及び同予備員の選挙

檢察官適格審査會委員及び同予備委員の選挙

国土開発幹線自動車道建設審議會委員の選挙

北海道開発審議會委員の選挙

国土審議會委員の選挙

日本ユネスコ国内委員會委員の選挙

○議長(櫻内義雄君) 皇室會議予備議員、皇室經濟會議予備議員、裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員、裁判官訴訟追委員及び同予備員、檢察官適格審査會委員及び同予備委員、国土開発幹線自動車道建設審議會委員、国土審議會委員及び日本ユネスコ国内委員會委員の選挙を行います。

○佐藤敬夫君 各種委員等の選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名され、皇室會議予備議員、皇室經濟會議予備議員、裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員、裁判官訴訟追委員の予備員の職務を行う順序については、議長において定められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のとおり決しました。

議長は、皇室會議予備議員に

原 健三郎君 及び 田村 元君

を指名いたします。

なお、その職務を行う順序は、ただいま指名した順序によることといたします。

次に、皇室經濟會議予備議員に

原 健三郎君 及び 田村 元君

を指名いたします。

なお、その職務を行う順序は、ただいま指名した順序によることといたします。

次に、裁判官彈劾裁判所裁判員に

奥野 誠亮君 村田敬次郎君

松永 光君 高島 修君

武藤 山治君 小澤 克介君

及び 神崎 武法君

を指名いたします。

また、裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員に

町村 信孝君 甘利 明君

森井 忠良君 及び 倉田 栄喜君

を指名いたします。

なお、予備員の職務を行う順序は、ただいま指名した順序によることといたします。

次に、裁判官訴訟追委員に

鯨岡 兵輔君 田邊 國男君

山下 元利君 木部 佳昭君

葉梨 信行君 渡部 恒三君

山花 貞夫君 佐藤 敬治君

小林 恒人君 及び 中村 巖君

を指名いたします。

また、裁判官訴訟追委員の予備員に

柳沢 伯夫君 木村 守男君

石橋 大吉君 鈴木 宗男君

及び 平田 米男君

を指名いたします。

なお、予備員の職務を行う順序は、ただいま指名した順序によることといたします。

次に、檢察官適格審査會委員に

工藤 巖君 田原 隆君

大出 俊君 及び 冬柴 鐵三君

を指名いたします。

また、

笹川義君を工藤巖君の予備委員に、

中川昭一君を田原隆君の予備委員に、

田口健二君を大出俊君の予備委員に、

北側一雄君を冬柴鐵三君の予備委員に

指名いたします。

平成二年三月二十二日 衆議院會議録第六号(一) 人事官任命につき同意を求めるの件等三件 平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二案

次に、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に

小沢 一郎君 西岡 武夫君
加藤 六月君 渡辺 秀央君
金丸 信君 清水 勇君
阿部末喜男君 及び 草野 威君
を指名いたします。

次に、北海道開発審議会委員に

阿部 文男君 町村 信孝君
中川 昭一君 五十嵐広三君
及び 藤原 房雄君
を指名いたします。

次に、国土審議会委員に

二階堂 進君 小沢 辰男君
奥野 誠亮君 鯨岡 兵輔君
内海 英男君 武藤 山治君
山口 鶴男君 井上 哲方君
及び 吉井 光昭君
を指名いたします。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に
鴻池 祥肇君 鈴木 恒夫君
中西 續介君 及び 鍛冶 清君
を指名いたします。

人事官任命につき同意を求めるの件

臨時脳死及び臓器移植調査会委員任命につき
同意を求めるの件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求
めるの件

○議長(櫻内義雄君) お諮りいたします。

人事官に石坂誠一君及び弥富啓之助君を、

臨時脳死及び臓器移植調査会委員に井形昭弘
君、宇野收君、梅原猛君、金平輝子君、木村榮作
君、齋藤明君、永井道雄君、萩原太郎君、早石修
君、原秀男君、平野龍一君、三浦知壽子君、森亘
君、山岸章君及び山下眞臣君を、
日本銀行政策委員会委員に両角良彦君を

任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいと
の申し出があります。

まず、人事官及び日本銀行政策委員会委員の任
命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成
の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いずれ
も同意を与えるに決しました。

次に、臨時脳死及び臓器移植調査会委員の任命
について、申し出のとおり同意を与えるに御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。
よって、同意を与えるに決しました。

○佐藤敬夫君 議案上程に関する緊急動議を提出
いたします。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)、平成元
年度特別会計補正予算(特第2号)、平成元年度政
府関係機関補正予算(機第2号)、右三案を一括議
題とし、委員長の報告を求め、その審議を進めら
れることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

○議長(櫻内義雄君) 平成元年度一般会計補正予
算(第2号)、平成元年度特別会計補正予算(特第
2号)、平成元年度政府関係機関補正予算(機第2
号)、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長越智伊平
君。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)及び同報
告書

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)及び同
報告書

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)及
び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔越智伊平君登壇〕

○越智伊平君 ただいま議題となりました平成元
年度一般会計補正予算(第2号)外二案につきまし
て、予算委員会における審査の経過及び結果を御
報告申し上げます。

まず、補正予算の概要について申し上げます。
一般会計につきましては、歳入において、災害
復旧等事業費、給与改善費、厚生保険特別会計へ
の繰り入れ、住宅金融公庫交付金等、国債整理基
金特別会計への繰り入れ及び地方交付税交付金な
ど、特に緊要となった事項について措置を講ずる
ため、合計六兆六千五百八十二億円を追加計上
いたしておりますが、他方、既定経費の節減及び予
備費の減額により、合計七千六百五億円の修正減
少を行うことといたしております。

歳入においては、租税及び印紙収入の増加、税
外収入の増加、前年度剰余金の受け入れで合計五
兆八千九百七十七億円を計上するとともに、建設
公債六千五百億円の増発を行う一方、特例公債を
六千五百億円減額することといたしております。

この結果、平成元年度一般会計補正後予算の総
額は、当初予算に対して、歳入歳出とも五兆八千
九百七十七億円増加して、六十六兆三千三百十九億
円となっております。

いたしております。
なお、一般会計及び特別会計において、所要の
国庫債務負担行為の追加を行うことといたしてお
ります。
この補正予算三案は、去る三月一日日本委員会に
付託され、七日橋本大臣から提案理由の説明
を聴取し、八日及び本二十二日の二日間質疑を行
い、本日質疑終了後、討論、採決をいたしましたも
のであります。
質疑は、補正予算編成のあり方、総選挙の結果
と政治姿勢、政治資金と選挙及び政治活動のあり
方、日米首脳会談と構造協議、当面の経済運営、
税制改革の進め方、消費税をめぐる諸問題、在日
米軍駐留経費負担のあり方、次期防衛力整備計
画、地方財政及び各種健保の財政問題、芸術文化
振興基金等の創設、公定歩合の引き上げと為替
景気の動向等、国政の各般にわたって行われたの
でありましたが、その詳細は会議録により御承知願
いたいと存じます。
かくて、本日質疑終了後、三案を一括して討論
に付しましたところ、政府原案に対し、自由民主
党を代表して宮下創平君から賛成、日本社会党・
護国共同を代表して松浦利尚君から反対、公明
党・国民会議を代表して日笠勝之君から反対、日
本共産党を代表して三浦久君から反対、民社党を
代表して大内啓伍君から反対、進歩民主連合を代
表して楠崎弥之助君から反対の意見が述べられま
した。
討論終了後、採決の結果、平成元年度補正予算
三案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり
可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 三案につき討論の通告があ
ります。順次これを許します。斎藤一雄君。

〔斎藤一雄君登壇〕

○斎藤一雄君 私は、日本社会党・護国共同を代
表して、ただいま議題となりました補正予算案に

対しまして、反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

今回の補正予算案は、総選挙前に提出されたものと基本的に変わりなく、今までにない大型予算となっております。

総選挙の結果、自民党が過半数を占めることになったのは、これまでに例を見ない金権選挙と企業ぐるみ選挙が行われたこと、そして、何よりも重要な争点であった消費税の存廃について、自民党の首脳から再見直しを公言したり、候補者によつては廃止や凍結を訴えたり、問題を避けて巧みに逃げたことなどが挙げられます。

それと同時に、来年度予算案、今年度補正予算案が総選挙の票集めのために利用されたことも事実であります。選挙目当てに行つた財界、産業界への大盤振る舞いがそれでありました。確かに、総選挙前には、来年度政府予算案が国会に提出できず、しかも補正予算案も解散によつて廃案となりました。予算案の性格からいってそれは当然のことでありましたが、総選挙に与えた影響は決して否定できません。

政府・自民党が本当に対話を重視するというのであれば、今回、総選挙で多数を制したからといって、それにおごらず、消費税やゆがんだ予算編成について十分反省し、予算組み替えに対する我が党などの主張を真剣に受けとめ、選挙前の予算案を抜本的に見直しして提案すべきだったのであります。(拍手)

たとえ衆議院で多数を占めても、御承知のとおり参議院では政府与党の自民党が過半数を割っていることを考えれば、なおさらのことです。

このような衆議院と参議院のいわゆるねじれ現象は、あるいは自民党にとって不都合かもしれませんが、しかし、二院制をとっている我が国憲法の原理からすれば、その目的にかなつた極めて正常な状態と言えらるべきであります。それはかつて、国会の論議を活発にし、議員立法の審議を促進す

る上でも、また、海部総理が言われた対話を推進するための絶好の機会でもあります。

しかし、今回の補正予算案の審議経過を見る限り、海部内閣と自民党は、国会のルールを無視して党利党略に走り、おごりの姿勢をいささかも改めておりません。これは、国民が期待している政治の方向とは明らかに逆行しており、ましてや、補正予算案とその関連法案の一括処理を押しつけ、審議を滞らせ、公務員給与の遅配など社会的混乱を引き起こした責任はまことに重大であります。

自民党がいかに総選挙で過半数を制したからといって、リクルート事件に象徴されるように、金にまみれ、公約違反の消費税を強行導入するような自民党政治そのものが、今日国民から厳しく問われていることを肝に銘ずべきであります。(拍手)

次に、補正予算案に反対する理由を具体的に申し述べます。

まず第一に、近年、当初予算編成時に税収の見積もりを意図的に低く抑え、しかも、財政再建を口実に社会保障関係予算などを切り詰め、その一方で、政府・自民党に都合のよい政策経費を大幅に盛り込んだ補正予算を組んできております。特に今年度は、税収の増加と昨年度の税収超過を要因とした剰余金を財源に、いわゆる隠れ借金などの形ばかりの返済を行うとともに、まさに消費税隠しとも思える手当てを行っているのであります。少なくとも、社会保障の充実や中小企業対策、農林業対策、文化対策、地域経済の振興などは、一時的にではなく、本予算にきちっと計上し、計画性を持って、しかも継続的に実施し、より一層推進しなければなりません。今回のようなこそこきなやり方は全く評価できません。

第二の理由は、このようにゆがんだ、異常とも言える予算編成が財政法に反していると思われるからであります。

御承知のように、財政法第二十九条には、「法

律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出又は債務の負担を行なうために必要な予算の追加を行なう場合」と、「予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合」とに限り、内閣は、補正予算を作成し、国会に提出することができると明記されているのであります。税収がふえたからといって、勝手に大型の補正予算を作成できるわけではありせん。

反対する第三の理由は、税収見積りもりの大幅な誤りについてであります。

一昨年度は五兆六千億円強、昨年度は五兆七千億円強も当初見積りを超えております。さらに、一昨年度、昨年度は、それぞれ当初段階で予定された年度途中の所得税、法人税を中心とした一兆八千億円、二兆円程度の減税が行われているため、見積りもりを上回る超過額は実質上七兆数千億円にも上っております。今年度の税収収入なども、既に補正予算案で三兆二千七百七十億円の増額補正が行われており、さらに二兆円程度ふえるのではないかとさえ言われております。

三年も連続してこれほど税収見積りもりが大幅に下回つた例はありません。意図的な過小見積りと言われても仕方がないのであります。(拍手)

こうした税収見積りもりの背景に……

○議長(櫻内義雄君) 斉藤君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○斉藤一雄君(統) 当初では抑制型の予算を編成して、国民生活を圧迫しながら、補正で政権に都合のよい予算を組んで見たわけでありまして、したがって、当初予算を見ただけでは、決して年度予算の実態はつかめません。

前年度当初比で六割以上ふえた今年度予算も、昨年度補正後の予算と比べると、その規模は逆に縮小しており、来年度予算案も、今年度補正後に比較すれば小さくなり、これほどゆがんだ財政運営はありません。

第四に、ブルトニウム海上輸送に伴う航空機の購入と大型巡視船建造のための国庫債務負担行為が追加されておりますが、言うまでもなく、ブルトニウムの海上輸送には重大な問題が含まれており、武装した航空機や巡視船を海外に派遣する計画も中止すべきであります。

以上、補正予算案に反対する主な理由を述べましたが、政府の顔とも言える予算を通して見る限り、海部内閣の顔は大きくゆがんでいと言わなければなりません。

総理は、東欧との対比において、自由、民主主義の勝利や市場経済の優位性を殊さら強調しております。しかし、日米間を中心に深刻化する経済摩擦を乗り越えられないのではないかと危惧するものであります。

○議長(櫻内義雄君) 斉藤君、時間ですから、結論を急いでください。

○斉藤一雄君(統) 我が党は、国民一人一人が不安のない、人間らしい生活ができる社会を目指した財政運営の転換を進めたいと考えております。そのための対話であれば決して拒むものではありません。

最後に、国民生活を重視する観点から、消費税問題や予算に対して、今後政府・自民党が誠実に対応するよう求めて、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 宮下創平君。

〔宮下創平君登壇〕

○宮下創平君 私は、自由民主党を代表いたします。ただいま議題となっております平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二案に対し、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

世界は今、歴史的な変革の真っただ中にあります。昨年秋季に始まった東欧及びソ連における改革のあらはしは、自由と民主主義と市場経済を求める大きなうねりとなって拡大しつつあります。我が国がこれまでたゆみなく歩んできた道を、これらの国々もようやく歩み始めたのであります。また、

第一に、今回の補正予算案は、補正予算のあり方を規定した財政法第二十九条の趣旨から見て疑

問があります。補正予算案には、緊要性に問題のある新規施策が数多く盛り込まれております。財政法第二十九条は、補正予算により予算の追加を許可する場合として、「法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出」と「債務の負担」に限定をしております。この条文は、財源があるからといって、みだりに補正予算を組み、財政が放漫にならないよう規定したものであります。

政府の予算編成の姿勢は、シーリング枠をクリアするために当初予算を抑制し、補正予算で税の自然増収を利用して新規の政策経費を盛り込もうとするもので、このようなやり方は、財政法第二十九条の精神をゆるがせにするものであります。

第二に、財政の基本となる税収見込みについてであります。

ここ数年間、毎年度、巨額な年度内の自然増収が発生しております。当初予算と決算との比較で見ますと、六十二年度は五兆六千億圓、六十三年度は五兆七千億圓もの余りにも巨額な年度内自然増収が発生しているであります。この事実から、政府が当初予算において税収の過小見積りを行ってきたものと言わざるを得ません。

補正予算案は、年度内の自然増収を三兆二千億圓と見込んでおりますが、最近の経済の状況やこれまでの政府の誤った税収見込みの実態から見ると、さらにこれ以上の自然増収が見込まれると思われま。

税収の正確な見積りも、予算編成の最重要事でありま。当初予算において税収を正確に見積もることによって、初めて適正な歳出予算の編成が可能となるのであり、税収を過小見積りすることによって、結果的に福祉関係予算などの当然増経費も削減の対象となってきたのであります。

さらに、ここ数年の税収の過小見積りも、消費税導入の必要性を強調するために意図的に行われ

れたものと言わざるを得ないのであり、政府の責任は極めて重大であります。しかも、自然増収を財源に選挙目当ての大盤振る舞いをするにとつては、言語道断であります。(拍手)

第三に、今回の補正予算案は数多くの基金を創設しておりますが、基金の安易な創設は極めて問題であります。

改めて指摘するまでもありませんが、基金は、創設時には予算に計上されませんが、一たん創設されまると、次の会計年度からはその出資分については国会の議決の対象から外れ、国会のチェックが機能しなくなるのであります。また、基金の創設は、特殊法人の設立規制を形骸化させるといふ側面もあり、行政改革の観点からも好ましいものではありません。

また、基金を設けると、運用益が生み出され、財政の効率的運用が図られるように一応は見えるのであります。今後原資の追加が迫られることは明らかであり、これが財政の硬直化の原因にもなるのであります。

このように、多くの弊害を持つ基金の創設を認めることは慎重でなければならず、必要なものについては本予算において十分に論議するのが筋であります。

第四に、今回の補正予算案は、消費税の定着をねらった予算であるといふことでもあります。

消費税は、さきの衆議院選挙における最大の争点でありました。総選挙では、我々は消費税の廃止を主張いたしました。自民党は存続を前提に見直しを公約したのであります。

自民党は、議席の上では過半数を占めたものの、消費税に対してはもろろん、自民党の見直し案に対しては多くの批判票があつたことは事実であります。政府・自民党の見直し案は、消費税の構造的欠陥の是正にはほど遠いものであるからであります。こうした事実から見て、二十一世紀を展望した国民合意の税制改革を進めるためには、まず消費税を廃止し、その上で税制の再改革を行う以外に道がないと思ふのであります。

今回の補正予算案は、消費税の存続を大前提として編成されたものであります。のみならず、総選挙を意図して、消費税の構造的欠陥の一部を糊塗するための歳出が計上されているのであります。

私は、改めて、消費税を廃止し、抜本的な税制再改革を行うよう強く主張するものであります。

以上、反対の主な理由を申し上げ、平成元年度補正予算案に対する反対討論を終わります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、三案と委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○佐藤敏夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出第五号、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敏夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○議長(櫻内義雄君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長島村宜伸君。

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔島村宜伸君登壇〕

○島村宜伸君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、第一に、今回の補正予算により平成元年度分の地方交付税が一兆五千九百五十九億圓増加することに伴い、さきの給与改定に伴い必要となる額四百八十二億圓に加えて、普通交付税の調整額の復活に要する額五百八十八億圓、地方債の縮減に伴い必要となる額千五百億圓、地域振興基金の設置等に要する額二千五百億圓、財源対策債償還基金の積み立てに要する額三千九百六十四億圓等、合わせて九千八百六十三億圓を地方公共団体に交付するとともに、残余の額六千九百六十六億圓を交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金金の減額に充てることとしております。このため、平成元年度分の地方交付税の総額について特例を設けることとしております。

第二に、地方債の縮減等に伴い必要となる財源を措置するため、単位費用の一部を改定するとともに、平成元年度に限り地域振興基金費を設ける等所要の改正を行うこととしております。

本案は、三月一日に本委員会に付託され、本日奥田自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

平成二年三月二十二日 衆議院會議録第六号(一)

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案 農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案 住宅金
融公庫法の一部を改正する法律案

六

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○佐藤敬夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長衛藤征士郎君。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(一)に掲載〕

〔衛藤征士郎君登壇〕

○衛藤征士郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成元年度補正予算において、厚生保険特別会計に一般会計からの繰入金により資金を配置し、資金の運用益を老人保健制度の基盤安定化の措置に充てることができるようにするとともに、この資金を過去における厚生年金保険国

庫負担繰り延べ措置についての将来の返済のために用いることができるよう、所要の措置を講じようとするものであります。

以下、その内容を申し上げます。

第一に、厚生保険特別会計業務勘定に、当分の間、特別保健福祉事業資金を配置することによりしております。

第二に、この資金の運用益を用いて、老人保健拠出金の負担が重くなっている被用者保険への対策等の老人保健制度の基盤安定化の措置を行うことにしております。

第三に、厚生年金保険事業の長期的安定を確保するため、業務勘定から年金勘定に資金の額を限度として繰り入れができることとし、繰り入れが行われた場合は、その金額の範囲で、一般会計から年金勘定に対する厚生年金保険国庫負担繰り延べ措置についての返済が行われたものとみなすことにしております。

本法律案につきましては、本日橋本大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、質疑終了後、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○佐藤敬夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長亀井静香君。

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

○亀井静香君 ただいま議題となりました農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫の業務として、特定の農業部門における農業経営の規模の拡大とその効率化を総合的かつ計画的に推進するために必要な資金及び農業の生産条件が不利な一定の地域の農林畜水産物の加工の増進等を図るのに必要な資金の貸し付けを加えるとともに、これに関連して、農林漁業信用基金が行う農業信用保険に付することができるよう資金の範囲を拡大しようとするものであります。

本案は、去る三月二日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、本三月二十二日山本農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、同日質疑を終局いたしました。

次いで、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党から、本法の施行期日を平成二年四月一日に改める修正案が提出され、その趣旨説明を聴取した後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○佐藤敬夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長中島衛君。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案及び同
報告書
〔本号(二)に掲載〕

〔中島衛君登壇〕

○中島衛君 たいだいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民の良質な住宅の取得の促進と良好な居住環境の確保を図るため、現下の財政状況を考慮して、住宅金融公庫の既往の特別損失を一括して整理するとともに、平成二年度から平成六年度までの各年度の特別損失について平成十二年度までに交付金を交付して整理する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月一日本委員会に付託され、本三月二十二日綿貫建設大臣から提案理由の説明を聴取、質疑を終了、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(櫻内義雄君) この際、内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣橋本龍太郎君。

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) たいだいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

本法は、租税特別措置について、当面の政策的要請に対応するとの観点から、土地対策、住宅対策、輸入促進策等早急に実施すべき措置を講ずるほか、租税特別措置の整理合理化等を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、土地税制につきましては、超短期所有土地等に係る譲渡益重課制度等の適用期限を延長するほか、土地譲渡益重課制度の対象となる土地を事業用資産の買いかえ特例の適用対象資産から除外する等の措置を講ずることとしたしております。

第二に、住宅取得促進税制につきましては、国民の持ち家取得を一層促進する見地から、税額控除期間を六年間に拡充する等の措置を講ずるとともに、その適用期限を二年延長することとしたしております。

第三に、総合的な輸入促進策の一環として、製品輸入促進税制を創設することとしたしております。

第四に、企業関係の租税特別措置等につきましては、平成二年度におきましても、政策目的と政策効果との観点から、既存の租税特別措置の整理合理化を図る等必要な改正を行うこととしたしております。

その他、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税、中小企業の貸倒引当金の特例、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例等適用期限の到来する特別措置について、その適用期限を延長する等の措置を講ずることとしたしております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましても、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(櫻内義雄君) たいだいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。富塚三夫君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔富塚三夫君登壇〕

○富塚三夫君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、たいだいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対して、総理並びに閣僚大臣に御質問いたします。

私は、今から十五年前、当時三木内閣の官房副長官であった海部さんとは激しくやり合った仲ですが、今や海部さんは押しも押されぬ天下の総理大臣として国内外を東西奔走し、相変わらず弁舌さわやかに頑張っておられる姿を拝見して、心から敬意を表します。本日また海部総理に御質問をさせていただきます機会を得たことをうれしく思います。(拍手)

総理、租税特別措置法の一部改正案は、単に、日切れとなる法律の延長と、現在求められている政策的課題について租税上の措置を法的に決めるというものでなく、私は、基本的に日本の政治が今問われている生活重視の課題と国民の公平な税負担のあり方について政府はどのような検討を進めていくとするのか、また、国民が期待をしている不公平税制の是正をどのような手順で進めようとしているのかについて明確にすべきだと思います。

私は、先日、第一次海部内閣で登用され、初の民間人女性大臣であった高原経済企画庁長官の、生活重視へ男は発想の転換をすべきであるというある新聞での投稿記事を拝見いたしました。日本が国としては世界で最高レベルの所得を得ながら、国民が豊かさを感じない原因は、海外に比べて物価水準が高く、せつかくの収入も使いがたない。経企庁の昨年発表した「物価レポート」によると、東京の生計費の物価水準を二〇〇とする

と、ニューヨークでは七二・八、ハンブルグでは六八、また日本の物価は米国や西独に比べて一・三倍から一・四倍高い、さらに地価高騰により住宅や社会資本整備がおくれていること、労働時間が長く、自由時間が不十分なことなどを挙げています。そして高原さんは、だから今こそ其の豊かさを表現する時期であり、九〇年代の十年間と生活重視へ男の考えも発想の転換をすべきであると述べ、このことを解散前の経済演説でできなかったことの無念さを訴えておられました。

総理、つい最近まであなたが登用された高原経済企画庁長官は、総理や内閣の他の男性大臣を指して痛烈に批判したように思われますが、あなたはこの考え方をどのように評価されますか、お尋ねをいたしたいと思います。

私は、政府・自民党が強引に公約を無視して導入した消費税は、こうした豊かさを感ぜさせない国民生活の中にさらに拍車をかけ、物価を押し上げ、逆進性に対する不満、商人を泣かせる手続の問題が重なって、国民の総反響を受けたものと思っています。

そして、土地が高くて三十年間まじめに働いても我が家を持てないサラリーマン、働きバチと海外から指摘されて十数年たっても遅々として進まない労働時間短縮、大企業と中小企業に働く人たちの労働条件の格差、加えて減反政策の続行や農産物の自由化で日本の農業がだめになってしまっているのではないかと懸念、まさに経済一流、生活三流と言われるゆえんはそこにあると思います。

消費税導入の国民からの不満や批判に対して、自身を見直すというだけでは、国民の中の生活格差を基本的に解決することにはなりません。

海部総理、国民生活を重視し、豊かさを感ぜさせ、生活の質を高める政策を進めるために、まずあなたの決断によって消費税を一たん凍結し、国民の意見をじっくりと聞いて、与野党話し合いにより、公正な税負担の税制改革を新たな観点に立って進めていく意思はないでしょうか。

次に、不公平税制の是正の進め方について、政府はどのような手順で是正していくかとしているのかについてお尋ねをいたします。

昨年末の政府税調の答申でも、「国税における準備金、特別償却等の租税特別措置や地方税における非課税、課税標準の特例等の特別措置については、累年にわたりその整理合理化が進められてきたが、これらの特別措置は税負担の公平その他の税制の基本原則がある程度犠牲にして設けられていゝものであり、創設後長期にわたるもの、政策目的を達成したものを中心に、更に徹底した整理合理化を推進すべきである。また、制度の創設及び拡充についても厳にこれを抑制すべきである。」と明記されています。

大蔵大臣、政府はこの税調答申をどのように尊重し、どのような手だてで整理合理化していくこととなされますか。また、創設後長期にわたったものの、政策目的を達成したものは幾つ残っており、今後どのような整理合理化を考えていらっしゃるのか。新たに設けられる特別措置についてまたどう

のように考えておられるのか、明確な所見をお聞かせをいただきたいと思います。

次に、土地住宅税制について質問をいたします。

地価高騰の原因は、これまで国会でもさまざまに論議が進められてきましたが、重要なことは土地投機を抑えることであり、全国銀行の不動産業に対する土地関連融資に対する自粛要請に始まった大蔵省の指導は適切になされたのでしょうか。

政府は日米構造協議の中でかなり踏み込んだ土地政策を打ち出すと報道されています。土地利用の促進、土地供給の観点から、どのような政府の基本的態度を今後とらうとしているのか、また、具体的な施策についてお考えでおられることを、総理、ぜひお聞かせをいただきたいと思ひます。次に、輸入促進税ですが、初年度六百五十億、

最後に、海部総理にお尋ねをいたします。

て、かつて消費税で盛んに政府がPRされたように、積極的に、海部さんらしく虚心に問題を明らかにしていかねばならぬ。

海部総理、あなたは、自民党長期一党支配の弊

す。どうぞよろしく願います。(拍手)

○内閣総理大臣(海部俊樹君) 富塚議員にお答へ申し上げますが、質問の冒頭に私に過分なお言華をいただきましてありがとうございます。私も、再び国会に富塚さんが帰ってこられたことを心からお喜び申し上げますとともに、国会のため

さて、御質問の租税特別措置の問題でございますが、御指摘をいただきましたように、租税特別措置法というのは一定の政策目標を達成するため講じているものですが、生活重視の課題の

する等の観点から課税の公平をある程度確保にすることをいわざば承知の上でとられているものである。従来から社会経済情勢の変化に即応して見直しを行ってきたところでありますから、今後とも実情に即した見直しを引き続き行ってまいり

案を週日国会に提出したところでございますから、政府としましては、見直し法案が国会で十分に審議が尽くされ、一日も早く成立するようにあらゆる努力をしていきたいと考えておるところでございます。

また、最後におつしやった日米構造問題協議のことにについては、これは御指摘のとおりに日米間の貿易に大きなインバランスがあるというところ、これを除去しなければならないという共通の面があることが一つと、同時に、そのために、日米面

国にある経済構造上の問題についてお互い問題提起し合つて協議をしよう、こういうことで行われておる協議であります。

大きくくりますと、日本側からアメリカ側に七項目、アメリカ側から日本側に六項目、それぞれお互い問題点を指摘し合いながら、お互いに協調努力を続けることによって貿易のインバランスを解消する努力をしていく、また、市場開放など構造が改まっていくように両国で努力をしよう、こういう目的でそれぞれ行つておる最中でございます。

私は、御指摘のように、選挙終了後直ちにブッシュ大統領の求めに応じて首脳会談もいたしてまいりました。構造問題については、日米両国がグローバルな、地球的な問題に取り組むためにもぜひ片づけなければならぬ重要な二国間関係であるということで見解の一致を見ておりますので、また、日米関係の維持発展のみならず、この問題は我が国の国民生活の質の向上、消費者重視の視点からも大いに意義のある問題だと考えておりますので、精力的に取り組んでいさなかでございます。

このため、現在、四月の中間評価を控えて、内閣の最重要課題として取り組んでおりますその最中でございますから、一々の具体的な問題についてここで、こうなる、あなるとはまだ申し上げられませんが、率先して私も取り組んでおる最大の課題であるということをお願い申し上げます。

残余の問題につきましては、関係大臣から御答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 富塚議員からの御質問、私の守備範囲の問題は、まず不公平税制という視点からの御意見でありました。

政府におきましては、租税負担の公平確保が税制に対する納税者の信頼を得ていく上で最も重要な理念の一つであると考え、無論従来から努力を

重ねてきておるところでありますし、今後ともより公平な税負担の実現を目指して力を尽くしていく所存であります。

ただ、御指摘の租税特別措置というものにつきまして、特定の政策目的を達成していくために講じられていくものでありまして、中小企業対策、技術の振興、エネルギー・資源対策、地域振興策、環境対策など、いずれも我が国にとって重要な政策課題とされているものであります。これらの租税特別措置につきましては、従来から社会経済情勢の変化に即応して見直しを行つてきたところでありまして、平成二年度の改正におきましても所要の見直しを行うことといたしてあります。今後とも、こうした考え方に立って、実情に即した見直しを進めてまいりたいと思ひます。

また、議員御指摘のように、土地対策の中で金融と税制というものが重要な役割であることは御指摘のとおりであります。

その中で、金融機関の土地関連融資につきましては、かねてから通達の発出あるいは特別ヒアリングの実施など、投機的な土地取引などに係る不適正な融資が厳に排除されるよう強力に指導をしてまいりました。

殊に、昨年の十月、国土庁において、最近の地価動向にかんがみ土地取引監視区域制度に係る指導を強化したことと平仄を合わせまして、大蔵省としても指導の趣旨をさらに徹底させると同時に、法的には権限のないノンバンクによる土地関連融資につきましても、できる限りその適正化を図ろうという観点から一連の措置を講じてまいりました。

今後とも土地動向などを見きわめながら適切に対応してまいりる所存であります。

また、土地税制についても御議論がございました。私も、この四月にも税制調査会における小委員会において本格的な御検討をいただくことと思つております。

これには二つの視点があるかと思ひます。一つは、まさに今地価高騰の中における持てる者と持たざる者との資産格差というものの対して課税の適正化を求める国民の声にどうこたへるかという視点であります。しかしもう一点は、ともかく大都市において一生懸命働けばいつかは自分の家が持てるというところに持っていくために、土地政策全体の中で税制がいかなる役割を果たすべきかという視点であります。

いずれにしても、こうした視点を踏まえながら小委員会に御検討を願おうと考えております。

また、輸入促進税制につきましては、私どもはこれが日本の輸入拡大に十分資することを期待をいたしてございまして、今後とも努力をしてみたい、そのように考えております。(拍手)

〔国務大臣佐藤守良君登壇〕

○国務大臣(佐藤守良君) 富塚議員の御質問にお答えいたします。

今回の地価高騰は、大都市勤労者の住宅取得の困難化や持てる者と持たざる者との資産格差の拡大による不公平感の増大等我が国の社会経済に重大な問題を引き起こしてきており、土地問題の解決は内政上の最重要課題の一つであると認識しております。

このため昨年末に土地基本法を制定したところであり、今後は、この法律に示された土地についての基本理念や土地政策の展開方向に基づき、需給両面にわたる各般の施策をより一層強力に推進してまいりる所存でございます。

当面の具体的施策としては、昨年十二月二十一日に開催されました土地対策関係閣僚会議におきまして申し合わせされました「今後の土地対策の重点実施方針」に従い、大都市地域における住宅宅地供給の促進や土地税制の総合的見直し等について特に重点的にその実施を図つてまいりる所存でございます。(拍手)

〔国務大臣武藤嘉文君登壇〕

○国務大臣(武藤嘉文君) 富塚先生からは、輸入

促進税制に八百七十億という減税予定があるけれども、その裏づけとなる細かい数字を示せ、こういう御指摘でございます。

実際問題といたしまして、まだこれからやることとでございますし、また、この輸入促進税制だけではなく、今回千四百品目にわたる関税の引き下げ、撤廃も考えておりますし、また輸入拡大予算を大幅に拡大していくという、いろいろ総合的な輸入拡大政策をとろうといたしておるわけでございます。

また同時に、そのような政策をとりますことと、相手側がやはり輸出拡大努力をしていただくなければなりませんし、また日本の国内の経済情勢もございまして、いずれにいたしましても、八百七十億という数字は、きつとそのくらいの減税はある、こう私どもは期待をいたしておるわけでございます。(拍手)

○副議長(村山喜一君) 井上義久君。

〔井上義久君登壇〕

○井上義久君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となつた租税特別措置法の一部を改正する法律案について、平成二年度政府税制改正案を踏まえ、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

最初に、消費税について伺ひするものであります。

消費税は、さきの総選挙の最大の争点でありました。消費税の存続を前提に見直しを公約した自民党が議席の上では過半数を占めたことは事実であります。しかし、消費税に対しては、もちろん、自民党の見直し案に対しても多くの批判票が寄せられたこともまた事実であります。自民党の得票率も半数以下でありました。

総選挙で消費税の廃止を公約した我が党は、日本社会党、民社党、社民連とともに、近く消費税廃止法案及び関連法案を提出する予定であります。これらの法律案と政府の見直し案を徹底して

平成二年三月二十二日 衆議院會議録第六号(一)

租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する井上義久君の質疑

一〇

議論すべきであります。衆議院では自民党が多数を占める一方、参議院では与野党の勢力が逆転している状況であり、両案とも成立する可能性は少ないと言わざるを得ません。

また、総理に対し、このような状況にあることをどのように認識し、対処されようとしているのか、お伺いするものであります。

また、総理は、国会における与野党間の話し合いを期待する発言を繰り返しておりますが、この前提として、総理が話し合いの結果廃止もあり得るという立場に立たれているのかどうか重要なポイントであります。お考えをお伺いしたいのであります。

消費税は、逆進性など多くの問題があり、さらに、その問題点を緩和しようとしている政府の見直し案についてさえも、自民党の有力者から再見直し論が提起されているほどであります。消費税の持つ構造的欠陥の是正は、見直しでは不可能であります。

政府は、今国会へ所得税法の一部改正案を提案し、消費税の逆進性の一部緩和を図ろうとしております。我々は、豊かな老後生活を保障するため、年金制度の充実をかねてから主張し、その観点から、年金の非課税枠の拡大などを訴えてきました。その意味から、所得税法の一部を改正し、年金の非課税枠を拡大すること自体は当然であると思うのであります。年金生活者や母子家庭の方々に重い負担となっている消費税をなぜ存続させねばならないのか、甚だ理解に苦しむところであります。

総理、見直し案によって消費税の持つ逆進性という構造的欠陥が是正できると思われませんか。

また、消費税を高齢化社会に対応するものとするためには、三つの税率を二倍にも三倍にも引き上げざるを得なくなることは必至であります。二十一世紀を展望した税制改革を進めるためには、まず消費税を廃止し、その上で国民合意の税制再改革を進める以外にないと思うのであります。

す。現行の三つの税率のままで高齢化社会に対応できると考えているのかどうか、これらの点について明確に御答弁いただきたいのであります。

さて、今回の租税特別措置法の一部改正案では、土地税制、住宅税制などにおける特別措置の延長や輸入促進のための措置がとられております。

そこで、まず土地住宅税制について何うものであります。

今回の超短期所有土地等に係る譲渡益重課制度の適用期限の延長、住宅取得促進税制の控除期間の延長等については評価するものであります。現行の土地住宅税制そのものに極めて問題があります。

土地基本法が制定されたものの、土地対策並びに土地税制については何ら手が打たれていない現状であります。地価の高騰は、国民生活や経済全般にさまざまな悪影響を及ぼし、土地を持つ者と持たない者との格差を拡大させ、国民の間に不公平、不公正を増幅させております。

我が党は、かねてから、今日までの地価高騰によって発生した土地の含み益を社会に還元するために、土地増価税の創設を主張してまいりました。これは、土地の流動化を促進し、地価の安定を図ることを目的とするものであります。私は、こうした土地増価税の創設を含め、地価安定を目的とした土地税制の抜本改革が迫られていると思うのであります。この点における総理の見解を伺うのであります。

あわせて、三大都市圏の市街化区域内農地について宅地並み課税を見送った理由について答弁をいただきたいのであります。

土地住宅問題の基本は地価の安定であります。私は、地価高騰によって生じているさまざまな問題に対する緊急対策も欠くことができないと考えるものであります。

固定資産税、相続税については、地価上昇による過重な負担を緩和すべきであります。生活権の

保障という見地から、一定規模以下の居住用宅地等の減免措置をさらに充実強化すべきであります。

特に、固定資産税は、来年評価がえが行われるのであります。居住用の宅地、建物の負担軽減を図るべきであります。また、長期的な展望に立って、資産を用途別、所有形態別に区分して固定資産税の負担の適正化を図るべきであります。

また、家賃については、地価高騰により家計に大きな負担となっているため、この軽減措置が必要であります。私は所得税における家賃控除制度の創設が急務であると考えているものであります。

住宅取得促進税制については、住宅ローンの軽減のために控除率を二割まで引き上げるとともに、住宅だけでなく土地代も適用対象に追加し、限度額の引き上げなど充実を図るべきと思うのであります。

それぞれについて答弁を求めるものであります。

次に、製品輸入促進税制並びにこれに関連して日米構造協議についてお伺いをいたします。

昨年のサミットの際、日米首脳会談で、日米構造協議が行われることが決定し、今日まで三回の協議が持たれました。四月には中間報告が行われるやに聞いております。総理は、さきの日米首脳会談で、構造協議問題は新内閣の最重要課題として取り組むと決意表明を行っておりますが、この日米構造協議は、今後の日米間にもより世界経済に与える影響も極めて大きなものであると考えるものであります。

総理は日米構造協議のねらいについてどのように認識をしておられるのか、日米間の大幅な貿易収支の不均衡の縮小にあるのか、さらに、米国の言うように、いわゆる日本の不正取引慣行の改善や市場の閉鎖性の改善にあるのか、明らかにしたいのであります。

本年二月六日、ブッシュ大統領は、議会に提出した経済報告に添えた経済諮問委員会年次報告の

中で、日米の経常収支の不均衡問題を取り上げ、大幅な不均衡は米国の貯蓄、投資のアンバランスによりもたらされているとしており、貿易障壁の撤廃が不均衡改善にはつながらないと分析しております。また、米通商代表部のヒルズ代表も、昨年五月、財政委員会の証言で、外国の貿易障壁除去は、米国の貿易赤字の削減にはほとんど役に立たないと述べております。

総理は、構造協議の貿易収支に及ぼす影響をどのように考えているのか、お伺いしたいのであります。

また、今回の租税特別措置法の一部改正案に盛り込まれている製品輸入促進税制の創設により、どのような効果を見込んでいるのか、これで効果が上がるものと考えているのか、この点についての見解もあわせてお伺いしたいのであります。

以上、本法案並びに関連する当面の重要課題について質問をいたしました。明確な答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕
○内閣総理大臣(海部俊樹君) 答えをいたします。

最初に、国会の現状と消費税問題の対応についてお尋ねがございましたが、私たちは、総選挙を通じて国民の皆さんに率直に、税の話は決して楽しい話ではありませんけれども、ぜひお願いしたい話です。きょうから聞いてくださいと言って、消費税の問題、特に見直しについての問題点を率直に訴えてきたつもりでございます。また、選挙中の野党の御意見の中には、今回の選挙は消費税の存続をかけた国民投票であるというものもあったのであります。その意味では、私は、総選挙の結果は今御指摘されたように謙虚に受けとめさせていただきます。お伺いするところでございます。(拍手)

また、国会の構成はかつてない状況であります。政府は、国民の皆さんのさまざまな御指摘を踏まえて思い切った見直し案をつくったわけであ

る。

りますから、国会に法案を提出したところでございます。

野党の皆さん方も、選挙中には間接税の必要性自体は認められた上で個別間接税制度といった考え方も提言されたわけでありまして、その具体策もお示しをいただいて、その上で、国民の長期的な、全体的な利益をどうような立場から追求するかという観点での御議論を重ねていただくことを心から期待をしておる次第でございます。

政府としては、見直し法案が審議され、十分な審議の上で、一日も早く成立するように期待をしておるわけでありまして、これを廃止してどうこうするということは考えてはおりません。

また、見直し案によって逆進性という構造的な問題は是正できるかというお話であります。今回の消費税の見直し案には、逆進性の緩和や社会政策的配慮の充実など幅広い視野から、税制面のみならず歳出面も含めたさまざまな措置が盛り込まれておりますので、現時点においても、逆進性は解消される、緩和される、この方向に向かっていると思っております。また、この見直し案においては、食料品についての特例措置に加え、住宅家賃、身体障害者用物品、老人に対する在宅福祉サービス等を非課税としたほか、年金生活の方々のために、所得税や住民税において公的年金等控除額を引き上げ、一層の減税を実施することとしておるところでございます。

歳出面においては、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を策定してその着実な実施を図ることとしておりますので、それらすべての総合的な施策の中で御理解をいただきたいと考えております。

(拍手)

また、消費税の税率についてもお触れになりましたけれども、消費税は、社会共通の費用を広く薄く公平に分かち合う仕組みを創設することにより、高齢化社会に備えた安定的な歳入構造の構築を図るものでございます。

消費税の税率は、法律に規定しており、国会こそが税率引き上げについての最大の歯どめとして機能するものと私は考えます。

税率を引き上げるかどうかという問題は、結局は、財政需要と税負担について、将来の国民の皆さんがそのときとときに与えられた条件のもとでいかなる選択をなさるかという問題でございます。が、いずれにしても、私の内閣としては、消費税の税率の引き上げを行うことは考えてはおりません。

また、土地税制の見直しの問題についてお触れになりましたが、土地基本法に示された基本理念ののっとり、土地に関する施策を踏まえ、税負担の公平の確保を図りながら総合的な見直しを行うことにし、税制調査会の検討を踏まえつつ、平成二年度中に成案を得て所要の法律案の提出を図ることにいたしましたと思っております。

最後に、日米構造問題協議についてのお尋ねでございますが、これは、まさに御指摘いただいたように、我が国にとってもアメリカにとっても極めて大きな問題でございます。私は、重要な二国間関係が維持発展されるために重要なばかりではなく、別の面からいいますと、我が国の国民生活の質の向上、消費者重視の視点から見ても、大いに意義のあることと考えております。

問題は、御指摘なさった二つの点、どちらに重点を置いてやるのかと言われましたが、両方とも大切であって、日米の貿易不均衡の是正は大きな問題の一つでございます。ただし、これを改善させていくためには、両国の持つそれぞれの問題点を指摘し合って構造協議が今行われておるさなかでありまして、数多くの要求点の中から、日本側はアメリカに大きくくりますと七つにグループ別にして問題を提起し、アメリカからは六項目の問題の提起を受け、それぞれ改善努力に向かっているという議論が続けるところでございます。

我が国は、おかげさまで内需主導型の経済運営、規制の緩和、一層の輸入拡大に努めて構造調整

平成二年三月二十二日 衆議院会議録第六号(一)

租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する井上義久君の質疑

整を進めてきておりますので、最近の日米間の貿易インバランスは、対米関係においてさても日本の黒字が減少してきておるといことは議員御承知のとおりでございますが、これはまだまだ十分でございますので、今後さらに一層内閣の最重要課題としてこの協議に取り組んでまいります。

輸入促進税制がスタートしたがどうかというお尋ねもございましたが、米国ではたまたま輸出競争力強化のための努力が続けており、我が方も、輸入促進税制がスタートすれば、今でさえ既に改善のあらわれておる対米黒字は減少をし、日米間の貿易不均衡に対しては一層の改善にも貢献することができるといふものであると私は考えておる次第でございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁をいたさします。(拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、総理から御答弁になりました以外の部分につきまして、補足して答弁を申し上げます。

一つは、相続税の問題でございます。先般の税制改革におきましては、相続税につき、課税最低限の引き上げなどにより、昭和六十二年の相続税収の約四〇％に当たる七千億円に上る大幅な減税を行ったところであります。

特に地価高騰に配慮し、小規模宅地等については通常の評価額から減額する割合を、居住用については三〇％から五〇％、また事業用については四〇％から六〇％へと大きく引き上げ、居住の安定及び事業の継続への配慮を行ってまいりました。議員から御指摘がございましたけれども、これから先、なお小規模な居住用地等に軽減措置を拡大いたしますことにつきましては、課税の公平の観点から見ますとおのずから限界がある、そのように感じております。

また、家賃控除につきましての御議論がございました。

従来から、家賃というものが食費や被服費等と同様の典型的な生活費であるということをお蔵省としては御答弁を申し上げてきたところであります。しかし、それ以外に、これにつきまして、限界税率の高い高所得者の方あるいはより高額な家賃を払っておられる方は大きな恩恵を享受できるかわりに、非納税者の方にはこれでは恩恵が及びません。こうした点には私どもは問題があると思っております。

もう一つの問題は、大都市圏の土地あるいは住宅問題の観点から見ても、家賃控除というものを創設いたしました場合に、かえって大都市圏への人口集中を助長するのではないかという懸念も否定できません。

今考えてみますと、私どもは御意見はよくわかりますが、なかなかこれは難しいテーマだという気がいたしますけれども、今消費税の見直し案におきまして、御意見等も配慮をいたしまして、住宅家賃に対する非課税をとりましたのも、御指摘のような懸念を配慮しながら考えてきたということについては御理解をいただきたいと思います。

また、住宅ローン等につきましてお触れになったわけでありまして、この税額控除の最高限度額は一年間に二十万円でありまして、今回の措置の結果、六年間で現行の百万円から百二十万円に達することになりました。適用される六年間を通じた減収規模も、これだけの措置とあるいはお感じかもしれませんが、五千人八百億円を上回るものになっておるわけでありまして、現下の厳しい財政事情のもとで、税制上の措置としては最大限の配慮をしておるつもりでございます。何とか御理解をいただきたいと思います。率直に私はそう感じております。

また、製品輸入促進税制につきまして総理がお触れになりましたが、本税制は、輸入を拡大した企業に対して税額控除などの恩恵を与えるもので

平成二年三月二十二日 衆議院會議録第六号(一)

ありまして、今後の我が国における輸入拡大の潮流を定着させるものと考えており、効果に期待をいたしております。(拍手)

○國務大臣(奥田敬和君) 井上義久議員の御質問

の中で、土地税制に關しまして、既に総理から答弁があったところでありましても、私の担当分野でもあります三大都市圏の宅地並み課税、そして固定資産税の問題点について、御質問に答えさせていただきますと思います。

三大都市圏の市街化区域内農地に対する宅地並み課税につきましては、既に総合土地対策要綱において、宅地化する農地と保全する農地との区分の明確化を図ることとあわせて検討いたしております。

したがって、この問題につきましては、昨年十二月制定の土地基本法の趣旨をも踏まえまして、都市計画におきまして関連諸制度、諸施策の整備とあわせまして、土地税制に係る総合的見直しの中で検討を行います。そして、平成二年度成案を得て、平成四年度からの円滑な実施を図っていただきたいと考えておる所存であります。

なお、第二点の、固定資産税が来年評価がえをいたしますが、その際、居住用宅地建物の負担軽減を図るべきと考えるが、住宅控除等の先生の御見解を踏まえまして、見解いかんということでございます。

居住用住宅に対する固定資産税の負担軽減につきましては、住宅政策の観点から、既に二百平米までの新築住宅は一定期間税額を軽減する特別措置を講じております。また、住宅用地につきましても、二百平米までは四分の三、それを超える部分についても二分の一を軽減する措置を講じているところであります。したがって、これ以上の軽減措置については、負担の公平の面もありません。市町村財政への影響も考える必要があります。もちろん、住居居住者の便を考えることもあ

租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する井上義久君の質疑 朗読を省略した議長の報告

りますけれども、慎重に検討して考えたいと思っております。(拍手)

○副議長(村山喜一君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(村山喜一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後七時五十七分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	海部 俊樹君
法務大臣	長谷川 信君
外務大臣	中山 太郎君
大蔵大臣	橋本龍太郎君
文部大臣	保利 耕輔君
厚生大臣	津島 雄二君
農林水産大臣	山本 富雄君
通商産業大臣	武藤 嘉文君
運輸大臣	大野 明君
郵政大臣	深谷 隆司君
労働大臣	塚原 俊平君
建設大臣	綿貫 民輔君
自治大臣	奥田 敬和君
國務大臣	相沢 英之君
國務大臣	石川 要三君
國務大臣	大島 友治君
國務大臣	北川 石松君
國務大臣	佐藤 守良君
國務大臣	坂本三三君
國務大臣	堀崎 潤君
國務大臣	砂田 重民君
大蔵省主税局長	尾崎 護君

出席政府委員

○朗読を省略した議長長の報告 (通知書受領)

一、去る七日、佐伯参議院事務局長から緒方事務局長あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員斎藤文夫君の辞任を許可し、その補充として次の者を選任した旨の通知書を受領した。

(第一順位) 田辺 哲夫君
一、去る七日、佐伯参議院事務局長から緒方事務局長あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員大島友治君の辞任を許可し、その補充として次の者を選任した旨の通知書を受領した。

鈴木 省吾君

(報告書受領)
一、去る六日、内閣から次の報告書を受領した。
平成元年度第二・四半期における国庫の状況
一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。
国家行政組織法第二十二條第一項の規定に基づく平成元年度十二月二十五日から平成二年二月二十六日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

船員保険法第五十九條第十一項の規定に基づく船員保険の保険料率の変更についての報告
一、去る十三日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和六十一年度決算に關する衆議院の議決について講じた措置
(見込額書受領)
一、去る六日、内閣から、地方交付税法第七條の規定に基づく平成二年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

(政府委員承認)
一、去る七日、櫻内議長は、海部内閣総理大臣申し出の次の者を、第百十八回国会政府委員に任命することを承認した。
内閣官房副長官 大島 理森
同 石原 信雄

内閣参事官兼内閣総理大臣官房會計課長 荒田 建
内閣官房内閣内政審議室長兼内閣総理大臣官房内政審議室長 公文 宏
内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長 有馬 龍夫
内閣官房内閣安全保障室長兼内閣総理大臣官房安全保障室長 依田 智治
内閣官房内閣広報室長 岡村 健
内閣官房内閣情報調査室長 森田 雄二
内閣法制局長官 工藤 敦夫
内閣法制局第一部長 大出 峻郎
内閣法制局第二部長 大森 政輔
内閣法制局第三部長 秋山 修
内閣法制局第四部長 津野 正英
内閣法制局事務局長 越智 正英
人事院総裁 内海 倫
人事官 佐野 弘吉
同 石坂 誠一
人事院事務総局管理局長 菅野 雄
人事院事務総局任用局長 大島 満
人事院事務総局給与局長 森園 幸男
人事院事務総局職員局長 大城 二郎
總理府次長 小谷 宏三
總理府官房管理室長 櫻井 淳
總理府賞賚局長 稻橋 一正
社會保障制度審議會事務局長 岸本 正裕
日本學術會議事務局長 松津 好明
公正取引委員會委員長 梅澤 節男
公正取引委員會事務局長 植木 邦之
公正取引委員會事務局長 桑田 省吾
公正取引委員會事務局長 土原 陽美

平成二年三月二十二日 衆議院會議録第六号(一)

朗読を省略した議長の報告

公正取引委員会 事務局審査部長	柴田 章平
警察庁長官	金澤 昭雄
警察庁長官官房長	浅野信二郎
警察庁長官官房会計課長	田中 節夫
警察庁警務局長	仁平 國雄
警察庁刑事局長	中門 弘
警察庁交通局長	関根 謙一
警察庁警備局長	城内 康光
警察庁警備部次官	勝見 嘉美
公害等調整委員会事務局長	高島 弘
宮内庁次長	宮尾 盤
皇室経済主管	永岡 祿朗
総務政務次官	虎島 和夫
総務庁長官官房長	山田 馨司
総務庁長官官房会計課長	大橋 豊彦
総務庁長官官房交 通安全対策室長	徳宿 恭男
総務庁人事局長	勝又 博明
総務庁行政管理局長	百崎 英
総務庁行政監察局長	鈴木 昭雄
総務庁恩給局長	石川 雅嗣
総務庁統計局長	井出 満
青少年対策本部次長	福田 昭昌
北海道開発政務次官	武部 勤
北海道開発政務次官 北海道開発政務次官	松野 一博
北海道開発政務次官 北海道開発政務次官	仁尾 徹
防衛政務次官	谷垣 禎一
防衛庁参事官	内田 勝久
同	玉木 武
同	村田 直昭
同	鈴木 輝雄
防衛庁長官官房長	児玉 良雄
防衛庁防衛局長	日吉 章
防衛庁教育訓練局長	米山 市郎
防衛庁人事局長	畠山 蕃
防衛庁経理局長	藤井 一夫
防衛庁装備局長	植松 敏

防衛施設庁長官	松本 宗和
防衛施設庁総務部長	吉住 慎吾
防衛施設庁施設部長	大原 重信
防衛施設庁建設部長	黒目 元雄
防衛施設庁労働部長	竹下 昭
防衛施設庁労働部長	高橋 一郎
防衛施設庁労働部長	斎藤 次郎
防衛施設庁労働部長	小川 雅敏
防衛施設庁労働部長	勝村 坦郎
防衛施設庁労働部長	末木風太郎
防衛施設庁労働部長	栗林 世
防衛施設庁労働部長	富金原俊二
防衛施設庁労働部長	田中 努
防衛施設庁労働部長	永野 茂門
防衛施設庁労働部長	平野 拓也
防衛施設庁労働部長	中村 光弘
防衛施設庁労働部長	石塚 貢
防衛施設庁労働部長	角南 立
防衛施設庁労働部長	須田 忠義
防衛施設庁労働部長	緒方謙二郎
防衛施設庁労働部長	村上 健一
防衛施設庁労働部長	木宮 和彦
防衛施設庁労働部長	渡辺 修
防衛施設庁労働部長	梅沢 泉
防衛施設庁労働部長	安原 正
防衛施設庁労働部長	山内 豊徳
防衛施設庁労働部長	古市 圭治
防衛施設庁労働部長	安橋 隆雄
防衛施設庁労働部長	宮里 松正
防衛施設庁労働部長	藤田 康夫
防衛施設庁労働部長	山城 勉
防衛施設庁労働部長	水谷 文彦
防衛施設庁労働部長	伊藤 公介
防衛施設庁労働部長	北村廣太郎
防衛施設庁労働部長	森 悠

国土庁計画・調整局長	長瀬 要石
国土庁土地局長	藤原 良一
国土庁大都市圏整備局長	三木 克彦
国土庁地方振興局長	野沢 達夫
国土庁防災局長	市川 一朗
国土庁防務次官	狩野 明男
国土庁防務次官	井嶋 一友
国土庁防務次官	木藤 繁夫
国土庁防務次官	清水 湛
国土庁防務次官	根来 泰周
国土庁防務次官	今岡 一容
国土庁防務次官	佐藤 繁平
国土庁防務次官	岩佐 善巳
国土庁防務次官	篠田 省二
国土庁防務次官	股野 景親
国土庁防務次官	米田 昭
国土庁防務次官	古賀 宏之
国土庁防務次官	石井 一二
国土庁防務次官	佐藤 嘉恭
国土庁防務次官	渡邊 泰造
国土庁防務次官	阿南 惟茂
国土庁防務次官	谷野作太郎
国土庁防務次官	松浦晃一郎
国土庁防務次官	瀬木 博基
国土庁防務次官	都甲 岳洋
国土庁防務次官	渡辺 允
国土庁防務次官	林 貞行
国土庁防務次官	木幡 昭七
国土庁防務次官	福田 博
国土庁防務次官	赤尾 信敏
国土庁防務次官	佐藤 行雄
国土庁防務次官	尾身 幸次
国土庁防務次官	山岡 賢次
国土庁防務次官	保田 博
国土庁防務次官	浅見 敏彦
国土庁防務次官	小堀 正巳
国土庁防務次官	寺村 信行
国土庁防務次官	藤井 威

同	小村 武
大蔵省主税局長	尾崎 護
大蔵省関税局長	瀧島 義光
大蔵省理財局長	大須 敏生
大蔵省理財局長	山口 厚生
大蔵省理財局長	角谷 正彦
大蔵省証券局長	土田 正顯
大蔵省銀行局長	千野 忠男
大蔵省国際金融局長	水野 勝
大蔵省国際金融局長	岡本 吉司
大蔵省国際金融局長	福井 博夫
大蔵省国際金融局長	竹内 透
大蔵省国際金融局長	林 正夫
大蔵省国際金融局長	龍宝 惟男
大蔵省国際金融局長	北川 正恭
大蔵省国際金融局長	國分 正明
大蔵省国際金融局長	吉田 茂
大蔵省国際金融局長	横瀬 庄次
大蔵省国際金融局長	荻村 幸彦
大蔵省国際金融局長	倉地 克次
大蔵省国際金融局長	坂元 弘直
大蔵省国際金融局長	川村 恒明
大蔵省国際金融局長	前畑 安宏
大蔵省国際金融局長	遠山 敦子
大蔵省国際金融局長	野呂 昭彦
大蔵省国際金融局長	黒木 武弘
大蔵省国際金融局長	山口 剛彦
大蔵省国際金融局長	仲村 英一
大蔵省国際金融局長	長谷川 慧重
大蔵省国際金融局長	目黒 克己
大蔵省国際金融局長	北郷 勲夫
大蔵省国際金融局長	長尾 立子
大蔵省国際金融局長	古川貞二郎
大蔵省国際金融局長	坂本 龍彦
大蔵省国際金融局長	水田 努
大蔵省国際金融局長	末次 彬

社会保険庁次長兼社
会保険庁総務部長 川崎 幸雄
社会保険庁運営部
長兼内閣審議官 土井 豊
農林水産政務次官 東 力
同 大塚清次郎
農林水産大臣官房長 鶴岡 俊彦
農林水産大臣官房予算課長 東 久雄
農林水産大臣官房経理課長 前川 豊志
農林水産省経済局長 塩飽 二郎
農林水産省構造改善局長 片桐 久雄
農林水産省農蚕園芸局長 松山 光治
農林水産省畜産局長 岩崎 充利
農林水産省食品流通局長 鷺野 宏
農林水産技術会議事務局長 西尾 敏彦
食糧庁長官 浜口 義廣
食糧庁次長 森元 光保
林野庁長官 薮 滋
林野庁次長 小澤 普照
水産庁長官 京谷 昭夫
水産庁次長 中村 晃次
額賀福志郎
同 斎藤 文夫
通商産業大臣官房長 熊野 英昭
通商産業大臣官房會計課長 土居 征夫
通商産業省通商政策局長 島山 襄
通商産業省貿易局長 内藤 正久
通商産業省産業政策局長 棚橋 祐治
通商産業省立地公署局長 岡松壯三郎
通商産業省基礎産業局長 高橋 達直
通商産業省機械
情報産業局長 山本 幸助
通商産業省生活産業局長 南学 政明

工業技術院長 杉浦 賢
資源エネルギー庁長官 山本 雅司
資源エネルギー庁次長 深沢 巨
資源エネルギー庁石油部長 黒田 直樹
資源エネルギー庁石炭部長 長田 英機
資源エネルギー庁
庁公益事業部長 牧野 力
特許庁長官 吉田 文毅
特許庁特許技監 柴田 勝隆
特許庁総務部長 渡辺 光夫
特許庁審査第一部長 山浦 紘一
中小企業庁長官 見学 信敬
中小企業庁次長 田辺 俊彦
中小企業庁計画部長 高島 章
中小企業庁指導部長 里田 武臣
中小企業庁小規模企業部長 川田 洋輝
運輸政務次官 二階 俊博
運輸大臣官房長 松尾 道彦
運輸大臣官房會計課長 岩田 貞男
運輸大臣官房国有鉄道
改革推進総括審議官 大塚 秀夫
運輸省運輸政策局長 中村 徹
運輸省国際運輸・觀光局長 宮本 春樹
運輸省地域交通局長 早川 章
運輸省貨物流通局長 寺嶋 潔
運輸省海上技術安全局長 石井 和也
運輸省港湾局長 御巫 清泰
運輸省航空局長 丹羽 晟
海上保安庁長官 堀田 澄夫
海上保安庁次長 野尻 豊
高等海難審判庁長官 小林 芳正
氣象庁長官 菊池 幸雄

郵政政務次官 川崎 二郎
郵政大臣官房長 白井 太
郵政大臣官房経理部長 木下 昌浩
郵政省郵務局長 小野沢知之
郵政省貯金局長 成川 富彦
郵政省簡易保険局長 松野 春樹
郵政省通信政策局長 中村 泰三
郵政省電気通信局長 森本 哲夫
郵政省放送行政局長 大瀧 泰郎
労働政務次官 加藤 卓二
労働大臣官房長 若林 之矩
労働大臣官房會計課長 廣見 和夫
労働省労働局長 岡部 晃三
労働省労働基準局長 野崎 和昭
労働省婦人局長 佐藤ギン子
労働省職業安定局長 清水 博雄
労働省職業能力開発局長 甘粕 啓介
建設政務次官 金子原二郎
建設大臣官房長 牧野 徹
建設大臣官房會計課長 小野 邦久
建設省建設経済局長 望月 薫雄
建設省都市局長 真嶋 一男
建設省河川局長 近藤 徹
建設省道路局長 三谷 浩
建設省住宅局長 伊藤 茂史
自治政務次官 中馬 弘毅
自治大臣官房長 小林 実
自治大臣官房會計課長 田中 基介
自治省行政局長 森 繁一
自治省財政局長 持永 堯民
自治省税務局長 湯浅 利夫
消防庁長官 木村 仁

消防庁次長 島崎 実
内閣審議官 菊地 康典
内閣総理大臣官房審議官 文田 久雄
内閣総理大臣官房臨時
特定弔慰金審議室長 石倉 寛治
公正取引委員会
事務局官房審議官 矢部丈太郎
警察庁長官官房審議官 関口 祐弘
警察庁刑事局保安部長 加美山利弘
宮内庁長官官房審議官 河部 正之
総務庁長官官房審
議官兼内閣審議官 杉浦 力
同 増島 俊之
総務庁長官官房審議官 新野 博
総務庁人事局次
長兼内閣審議官 服藤 收
北方対策本部審議官 鈴木 榮
北海道開発庁計画監理官 竹中 勝好
経済企画庁調整局審議官 安田 靖
経済企画庁物産局審議官 田中 章介
科学技術庁長官官房審議官 石井 敏弘
同 井田 勝久
環境庁長官官房審議官 高橋 光男
環境庁企画調整
局環境保健部長 三橋 昭男
国土庁長官官房水資源部長 苗村 滋克
法務大臣官房審議官 濱崎 恭生
法務大臣官房司
法法制調査部長 則定 衛
外務大臣官房審議官 太田 博
同 川島 裕
外務大臣官房外務参事官 茂田 宏
外務大臣官房文化交流部長 小倉 和夫

	柳沢 伯夫君	石橋 大吉君
	日野 市朗君	西中 清君
一、去る七日、常任委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。		
大蔵委員会		
理 事		
遠藤 武彦君	太田 誠一君	
高村 正彦君	平沼 赴夫君	
村井 仁君	中村 正男君	
早川 勝君	宮地 正介君	
文教委員会		
理 事		
青木 正久君	麻生 太郎君	
臼井日出男君	町村 信孝君	
松田 岩夫君	中西 績介君	
吉田 正雄君	鍛冶 清君	
通信委員会		
理 事		
井上 喜一君	大野 功統君	
鈴木 恒夫君	園田 博之君	
前田 武志君	伊藤 忠治君	
武部 文君	草野 威君	
予算委員会		
理 事		
近藤 鉄雄君	佐藤 信二君	
野田 毅君	原田昇左右君	
宮下 創平君	加藤 万吉君	
佐藤 敬治君	村山 富市君	
神崎 武法君		

一、去る八日、地方行政委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理 事

石橋 一弥君 今井 勇君
谷 洋一君 西田 司君
野中 広務君 中沢 健次君
元信 堯君 小谷 輝二君
一、去る九日、常任委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

建設委員会

理 事

金子 一義君 木村 守男君
北村 直人君 桜井 新君
笹川 堯君 小野 信一君
木間 章君 吉井 光昭君
懲罰委員会

理 事

田村 元君 二階堂 進君
原 健三郎君 村山 富市君
石田幸四郎君
一、去る十三日、常任委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理 事

植竹 繁雄君 斎藤斗志二君
杉浦 正健君 鈴木 宗男君
林 大幹君 志賀 一夫君
田口 健二君 竹内 勝彦君
法務委員会

逢沢 一郎君 大塚 雄司君
太田 誠一君 熊谷 弘君
自見庄三郎君 小澤 克介君
小森 龍邦君 中村 巖君

社会労働委員会

理 事

栗屋 敏信君 伊吹 文明君
自見庄三郎君 丹羽 雄哉君
持永 和見君 池端 清一君
永井 孝信君 貝沼 次郎君
環境委員会

理 事

小杉 隆君 佐藤謙一郎君
鈴木 恒夫君 戸井田三郎君
持永 和見君 齊藤 一雄君
竹内 猛君 齊藤 節君
一、去る十四日、常任委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

外務委員会

理 事

愛知 和男君 國田 博之君
浜田卓二郎君 浜野 剛君
牧野 隆守君 上原 康助君
高沢 寅男君 山田 英介君
商工委員会

理 事

甘利 明君 井出 正一君
江口 一雄君 奥田 幹生君
古賀 正浩君 後藤 茂君
和田 貞夫君 森本 晃司君
一、去る十五日、常任委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

運輸委員会

理 事

岡島 正之君 亀井 善之君
鴻池 祥肇君 佐藤 敬夫君

科学技術委員会

理 事

森田 一君 左近 正男君
山中 未治君 草川 昭三君
新井 将敬君 伊藤宗一郎君
梶山 静六君 塩川正十郎君
鳩山由紀夫君 関 晴正君
辻 一彦君 近江巳記夫君
決算委員会

理 事

魚住 汎英君 近藤 元次君
志賀 節君 中尾 栄一君
藤井 裕久君 新村 勝雄君
時崎 雄司君 春田 重昭君
一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

議院運営委員会

理 事

岡田 克也君 佐田玄一郎君
佐田玄一郎君 岡田 克也君
一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

理 事

今津 寛君 森 喜朗君
岩屋 毅君 小此木彦三郎君
田口 健二君 沢藤礼次郎君
山元 勉君 奥石 東君
小此木彦三郎君 岩屋 毅君
森 喜朗君 今津 寛君
奥石 東君 山元 勉君

予算委員会

理 事

小此木彦三郎君 原田 義昭君
戸井田三郎君 前田 武志君
武藤 山治君 小野 信一君
不破 哲三君 小沢 和秋君
原田 義昭君 小此木彦三郎君
前田 武志君 戸井田三郎君
小野 信一君 武藤 山治君

大蔵委員会

理 事

沢藤礼次郎君 田口 健二君
大木 正吾君 佐々木秀典君
佐々木秀典君 大木 正吾君
文教委員会

理 事

奥石 東君 山元 勉君
沢藤礼次郎君 石橋 大吉君
石橋 大吉君 沢藤礼次郎君
農林水産委員会

通信委員会

理 事

大木 正吾君 佐々木秀典君
大木 正吾君 佐々木秀典君
建設委員会

理 事

小野 信一君 武藤 山治君
武藤 山治君 小野 信一君
予算委員会

理 事

小此木彦三郎君 原田 義昭君
戸井田三郎君 前田 武志君
武藤 山治君 小野 信一君
不破 哲三君 小沢 和秋君
原田 義昭君 小此木彦三郎君
前田 武志君 戸井田三郎君
小野 信一君 武藤 山治君

決算委員

辞任

寺前 巖君 不破 哲三君

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

神田 厚君 高木 義明君

高木 義明君 神田 厚君

法務委員

辞任

達沢 一郎君 越智 通雄君

石井 一君 池田 行彦君

大原 一三君 小此木三郎君

伊藤 茂君 井上 普方君

冬柴 鐵三君 市川 雄一君

池田 行彦君 石井 一君

小此木三郎君 大原 一三君

越智 通雄君 逢沢 一郎君

井上 普方君 伊藤 茂君

市川 雄一君 冬柴 鐵三君

外務委員

辞任

伊藤 英成君 大内 啓伍君

大内 啓伍君 伊藤 英成君

文教委員

辞任

佐藤 泰介君 武藤 山治君

武藤 山治君 川崎 寛治君

川崎 寛治君 佐藤 泰介君

運輸委員

辞任

高木 義明君 神田 厚君

神田 厚君 高木 義明君

建設委員

辞任

木間 章君 嶋崎 譲君

嶋崎 譲君 木間 章君

予算委員

辞任

越智 通雄君 坂井 隆憲君

井上 普方君 伊藤 茂君

嶋崎 譲君 木間 章君

武藤 山治君 佐藤 泰介君

市川 雄一君 矢追 秀彦君

小沢 和秋君 正森 成二君

池田 行彦君 村田 吉隆君

小此木三郎君 小坂 憲次君

川崎 寛治君 武藤 山治君

木間 章君 嶋崎 譲君

大内 啓伍君 伊藤 英成君

伊藤 英成君 大内 啓伍君

小坂 憲次君 小此木三郎君

坂井 隆憲君 越智 通雄君

村田 吉隆君 池田 行彦君

伊藤 茂君 井上 普方君

佐藤 泰介君 川崎 寛治君

矢追 秀彦君 市川 雄一君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

松岡 利勝君 坂井 隆憲君

神田 厚君 川端 達夫君

愛野興一郎君 塩谷 立君

坂井 隆憲君 松岡 利勝君

川端 達夫君 神田 厚君

塩谷 立君 愛野興一郎君

大蔵委員

辞任

新井 将敬君 亀井 善之君

野田 実君 伊吹 文明君

金子 一義君 笹川 堯君

亀井 善之君 新井 将敬君

中西 啓介君 野中 広務君

伊吹 文明君 野田 実君

笹川 堯君 金子 一義君

野中 広務君 中西 啓介君

文教委員

辞任

佐田玄一郎君 細田 博之君

原田 義昭君 今津 寛君

真鍋 光広君 福田 康夫君

増田 敏男君 岡田 克也君

村田 吉隆君 鈴木 俊一君

今津 寛君 原田 義昭君

岡田 克也君 増田 敏男君

鈴木 俊一君 村田 吉隆君

岡田 克也君 真鍋 光広君

鈴木 俊一君 佐田玄一郎君

福田 康夫君 細田 博之君

細田 博之君

社会労働委員

辞任

栗屋 敏信君 武村 正義君

今津 寛君 中西 啓介君

武村 正義君 栗屋 敏信君

中西 啓介君 今津 寛君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君 増子 輝彦君

大石 千八君 自見庄三郎君

佐藤 隆君 御法川英文君

近岡理一郎君 渡海紀三郎君

丹羽 兵助君 光武 顯君

三ツ林弥太郎君 今津 寛君

二田 孝治君 逢沢 一郎君

逢沢 一郎君 二田 孝治君

今津 寛君 三ツ林弥太郎君

自見庄三郎君 大石 千八君

渡海紀三郎君 近岡理一郎君

増子 輝彦君 愛野興一郎君

御法川英文君 佐藤 隆君

光武 顯君 丹羽 兵助君

商工委員

辞任

逢沢 一郎君 丹羽 兵助君

井出 正一君 野田 実君

今枝 敬雄君 松岡 利勝君

植竹 繁雄君 中山 正輝君

魚住 汎英君 森 喜朗君

佐藤謙一郎君 吹田 悦君

齊藤斗志二君 大石 千八君

中山 成彬君 三ツ林弥太郎君

川端 達夫君 神田 厚君 大石 千八君 齊藤斗志二君 中山 正暉君 植竹 繁雄君 丹羽 兵助君 逢沢 一郎君 野田 実君 井出 正一君 吹田 愷君 佐藤謙一郎君 松岡 利勝君 今枝 敬雄君 三ッ林弥太郎君 中山 成彬君 森 喜朗君 魚住 汎英君 神田 厚君 川端 達夫君	通信委員 中山 正暉君 山口 俊一君 吹田 愷君 井出 正一君 森 喜朗君 住 博司君 井出 正一君 吹田 愷君 住 博司君 森 喜朗君 山口 俊一君 中山 正暉君	建設委員 杉山 憲夫君 宮路 和明君 武村 正義君 古屋 圭司君 松永 光君 築瀬 進君 村井 仁君 三原 朝彦君 古屋 圭司君 武村 正義君 三原 朝彦君 村井 仁君 宮路 和明君 杉山 憲夫君 築瀬 進君 松永 光君	環境委員 小杉 隆君 竹下 登君 鈴木 恒夫君 宇野 宗佑君
田辺 広雄君 安倍晋太郎君 持永 和見君 宮澤 喜一君 築瀬 進君 松永 光君 柳本 卓治君 杉山 憲夫君 山本 拓君 金丸 信君 安倍晋太郎君 田辺 広雄君 宇野 宗佑君 鈴木 恒夫君 金丸 信君 山本 拓君 杉山 憲夫君 柳本 卓治君 竹下 登君 小杉 隆君 松永 光君 築瀬 進君 宮澤 喜一君 持永 和見君	予算委員 正森 成二君 木島日出夫君 辭任 安倍晋太郎君 中村正三郎君 宇野 宗佑君 自見庄三郎君 金丸 信君 鈴木 宗男君 竹下 登君 野中 広務君 宮澤 喜一君 古賀 誠君 古賀 誠君 宮澤 喜一君 自見庄三郎君 宇野 宗佑君 鈴木 宗男君 金丸 信君 中村正三郎君 安倍晋太郎君 野中 広務君 竹下 登君	懲罰委員 辭任 安倍晋太郎君 中村正三郎君 宇野 宗佑君 自見庄三郎君 金丸 信君 鈴木 宗男君 竹下 登君 野中 広務君 宮澤 喜一君 古賀 誠君 古賀 誠君 宮澤 喜一君 自見庄三郎君 宇野 宗佑君 鈴木 宗男君 金丸 信君 中村正三郎君 安倍晋太郎君 野中 広務君 竹下 登君	内閣委員 辭任 今津 寛君 補欠 唐沢俊二郎君
岩屋 毅君 田邊 國男君 植竹 繁雄君 丹羽 兵助君 衛藤 晟一君 吹田 愷君 齊藤斗志二君 森 喜朗君 杉浦 正健君 杉山 憲夫君 鈴木 宗男君 長勢 甚遠君 近岡理一郎君 野田 実君 細田 博之君 松岡 利勝君 増子 輝彦君 小林 興起君 唐沢俊二郎君 今津 寛君 小林 興起君 増子 輝彦君 杉浦 正健君 岩屋 毅君 田邊 國男君 鈴木 宗男君 長勢 甚遠君 植竹 繁雄君 丹羽 兵助君 近岡理一郎君 野田 実君 衛藤 晟一君 吹田 愷君 細田 博之君 森 喜朗君 齊藤斗志二君	地方行政委員 辭任 愛野興一郎君 宮路 和明君 小坂 憲次君 築瀬 進君 長勢 甚遠君 細田 博之君 松岡 利勝君 北村 直人君 北村 直人君 松岡 利勝君 細田 博之君 長勢 甚遠君 宮路 和明君 愛野興一郎君 築瀬 進君 小坂 憲次君	大蔵委員 辭任 新井 将敏君 補欠 原田 義昭君	農林水産委員 辭任 愛野興一郎君 中村正三郎君 唐沢俊二郎君 岡田 克也君 佐藤 隆君 御法川英文君 田邊 國男君 坂井 隆憲君 丹羽 兵助君 光武 顯君 中村正三郎君 愛野興一郎君 岡田 克也君 唐沢俊二郎君 坂井 隆憲君 田邊 國男君 御法川英文君 佐藤 隆君 光武 顯君 丹羽 兵助君
文教委員 辭任 金子 一義君 自見庄三郎君 野田 実君 伊吹 文明君 中井 治君 伊藤 英成君 伊吹 文明君 野田 実君 自見庄三郎君 金子 一義君 伊藤 英成君 中井 治君	補欠 佐田玄一郎君 山本 拓君 原田 義昭君 新井 将敏君 真鍋 光広君 福田 康夫君 増田 敏男君 井出 正一君 村田 吉隆君 鈴木 俊一君 青木 正久君 木村 義雄君 井出 正一君 増田 敏男君 鈴木 俊一君 村田 吉隆君 福田 康夫君 真鍋 光広君 佐田玄一郎君	補欠 中村正三郎君 岡田 克也君 御法川英文君 坂井 隆憲君 光武 顯君 愛野興一郎君 唐沢俊二郎君 田邊 國男君 佐藤 隆君 御法川英文君 坂井 隆憲君 田邊 國男君 御法川英文君 佐藤 隆君 光武 顯君 丹羽 兵助君	補欠 丹羽 兵助君

通信委員

辞任

補欠

小林 興起君
吹田 悦君
森 喜朗君
住 博司君
古屋 圭司君
中山 正暉君
金子徳之介君

山本 有二君
森 喜朗君

古屋 圭司君
小林 興起君

住 博司君
吹田 悦君

古屋 圭司君
中山 正暉君

山本 有二君
森 喜朗君

古屋 圭司君
小林 興起君

住 博司君
吹田 悦君

古屋 圭司君
中山 正暉君

山本 有二君
森 喜朗君

古屋 圭司君
小林 興起君

住 博司君
吹田 悦君

古屋 圭司君
中山 正暉君

山本 有二君
森 喜朗君

古屋 圭司君
小林 興起君

住 博司君
吹田 悦君

古屋 圭司君
中山 正暉君

山本 有二君
森 喜朗君

古屋 圭司君
小林 興起君

住 博司君
吹田 悦君

古屋 圭司君
中山 正暉君

山本 有二君
森 喜朗君

古屋 圭司君
小林 興起君

住 博司君
吹田 悦君

古屋 圭司君
中山 正暉君

山本 有二君
森 喜朗君

古屋 圭司君
小林 興起君

住 博司君
吹田 悦君

古屋 圭司君
中山 正暉君

山本 有二君
森 喜朗君

古屋 圭司君
小林 興起君

住 博司君
吹田 悦君

古屋 圭司君
中山 正暉君

山本 有二君
森 喜朗君

古屋 圭司君
小林 興起君

大蔵委員

辞任

補欠

長勢 甚遠君
北村 直人君
武村 正義君
小坂 憲次君
長勢 甚遠君

河村 建夫君
中西 啓介君
山下 元利君
井出 正一君
宮路 和明君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

井出 正一君
山下 元利君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

井出 正一君
山下 元利君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

井出 正一君
山下 元利君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

井出 正一君
山下 元利君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

井出 正一君
山下 元利君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

井出 正一君
山下 元利君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

井出 正一君
山下 元利君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

井出 正一君
山下 元利君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

井出 正一君
山下 元利君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

井出 正一君
山下 元利君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

井出 正一君
山下 元利君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

井出 正一君
山下 元利君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

井出 正一君
山下 元利君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

井出 正一君
山下 元利君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

井出 正一君
山下 元利君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

井出 正一君
山下 元利君

鈴木 宗男君
宮路 和明君

商工委員

辞任

補欠

丹羽 兵助君
岡田 克也君
坂井 隆憲君
増子 輝彦君
御法川 英文君
光武 顯君

逢沢 一郎君
井出 正一君
今枝 敬雄君
植竹 繁雄君
魚住 汎英君
杉山 憲夫君

木村 義雄君
佐藤 謙一郎君
齊藤 斗志二君
牧野 隆守君
金子徳之介君
杉山 憲夫君

魚住 汎英君
杉山 憲夫君

井出 正一君
今枝 敬雄君

植竹 繁雄君
魚住 汎英君

今枝 敬雄君
植竹 繁雄君

魚住 汎英君
杉山 憲夫君

井出 正一君
今枝 敬雄君

植竹 繁雄君
魚住 汎英君

今枝 敬雄君
植竹 繁雄君

魚住 汎英君
杉山 憲夫君

井出 正一君
今枝 敬雄君

植竹 繁雄君
魚住 汎英君

今枝 敬雄君
植竹 繁雄君

魚住 汎英君
杉山 憲夫君

井出 正一君
今枝 敬雄君

植竹 繁雄君
魚住 汎英君

今枝 敬雄君
植竹 繁雄君

魚住 汎英君
杉山 憲夫君

井出 正一君
今枝 敬雄君

植竹 繁雄君
魚住 汎英君

今枝 敬雄君
植竹 繁雄君

魚住 汎英君
杉山 憲夫君

井出 正一君
今枝 敬雄君

植竹 繁雄君
魚住 汎英君

今枝 敬雄君
植竹 繁雄君

魚住 汎英君
杉山 憲夫君

井出 正一君
今枝 敬雄君

植竹 繁雄君
魚住 汎英君

今枝 敬雄君
植竹 繁雄君

魚住 汎英君
杉山 憲夫君

井出 正一君
今枝 敬雄君

植竹 繁雄君
魚住 汎英君

今枝 敬雄君
植竹 繁雄君

建設委員

辞任

補欠

笹川 堯君
住 博司君
渡海紀三朗君
三原 朝彦君
吹田 悦君

杉山 憲夫君
中山 成彬君
村井 仁君
福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

福永 信彦君
古屋 圭司君

中山 成彬君
村井 仁君

平成二年三月二十二日 衆議院會議録第六号(一) 朗読を省略した議長の報告

平成二年三月二十二日 衆議院會議録第六号(一) 朗読を省略した議長の報告

科学技術委員

辞任

金子 満広君
吉井 英勝君

補欠

吉井 英勝君
金子 満広君

環境委員

辞任

井出 正一君
寺前 巖君
加藤 六月君
金子 満広君

補欠

加藤 六月君
金子 満広君
井出 正一君
寺前 巖君

予算委員

辞任

木島日出夫君

補欠

不破 哲三君

辞任

加藤 六月君
不破 哲三君
町村 信孝君
町村 信孝君

補欠

町村 信孝君
寺前 巖君
加藤 六月君

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
通信委員

辞任

亀井 善之君

補欠

長勢 甚遠君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任

牧野 隆守君

補欠

小坂 憲次君

一、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

辞任

小沢 和秋君
児玉 健次君

補欠

一、去る六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
(議案提出)

所得税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
取引所税法
消費税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案
一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件
関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書の締結について承認を求めるの件
国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国民健康保険法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
農業者年金基金法の一部を改正する法律案
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案
日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案
船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定通信・放送開発事業実施円滑化法案
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づ

き、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(議案受領)

一、去る十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
短時間労働者保護法案
(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件(案約第一号)

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書の締結について承認を求めるの件(案約第二号)
以上二件 外務委員会 付託

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
建設委員会 付託
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
以上三件 内閣委員会 付託

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号) 法務委員会 付託

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

農林水産委員会 付託

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

建設委員会 付託

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

沖縄及び北方問題に関する特別委員会 付託

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

取引所税法(内閣提出第九号)

以上三件 大蔵委員会 付託

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号) 文教委員会 付託

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

以上三件 社会労働委員会 付託

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案(内閣提出第二七号)

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の

促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

以上二件 商工委員会 付託

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき

特別措置に関する法律案(内閣提出第二九号)

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

以上三件 運輸委員会 付託

特定通信・放送開発事業実施円滑化法案(内閣提出第三二二号)

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

以上二件 通信委員会 付託

(調査要求承認)

一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る六日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体に関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二年三月六日

農林水産委員長 亀井 静香

衆議院議長 櫻内 義雄殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る七日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国の会計に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、金融に関する事項

五、証券取引に関する事項

六、外国為替に関する事項

七、国有財産に関する事項

八、専売事業に関する事項

九、印刷事業に関する事項

十、造幣事業に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二年三月七日

大蔵委員長 衛藤征士郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二年三月七日

通信委員長 上草 義輝

衆議院議長 櫻内 義雄殿

一、地方行政委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る八日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、地方自治に関する事項

平成二年三月二十二日 衆議院會議録第六号(一) 朗読を省略した議長の報告

二二

- 二、地方財政に関する事項
 - 三、警察に関する事項
 - 四、消防に関する事項
 - 二、調査の目的
地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立
 - 三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間
本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
- 平成二年三月八日
- 地方行政委員長 島村 宣伸
衆議院議長 櫻内 義雄殿
- 一、建設委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る九日これを承認した。
 - 一、調査の目的
国政調査承認要求書
 - 一、調査する事項
 - 一、建設行政の基本施策に関する事項
 - 二、都市計画に関する事項
 - 三、河川に関する事項
 - 四、道路に関する事項
 - 五、住宅に関する事項
 - 六、建築に関する事項
 - 七、国土行政の基本施策に関する事項
 - 二、調査の目的
建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため
 - 三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

- 及び資料の要求等
- 四、調査の期間
本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
- 平成二年三月九日
- 建設委員長 中島 衛
衆議院議長 櫻内 義雄殿
- 一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十三日いずれもこれを承認した。
 - 一、調査の目的
国政調査承認要求書
 - 一、調査する事項
 - 一、行政機構並びにその運営に関する事項
 - 二、恩給及び法制一般に関する事項
 - 三、公務員の制度及び給与に関する事項
 - 四、栄典に関する事項
 - 二、調査の目的
国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため
 - 三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間
本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
- 平成二年三月十三日
- 内閣委員長 岸田 文武
衆議院議長 櫻内 義雄殿

- 国政調査承認要求書
- 一、調査する事項
- 一、裁判所の司法行政に関する事項
 - 二、法務行政及び檢察行政に関する事項
 - 三、国内治安及び人権擁護に関する事項
 - 二、調査の目的
裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政等の適正を期するため
 - 三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間
本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
- 平成二年三月十三日
- 法務委員長 小澤 潔
衆議院議長 櫻内 義雄殿
- 国政調査承認要求書
- 一、調査する事項
- 一、厚生関係の基本施策に関する事項
 - 二、労働関係の基本施策に関する事項
 - 三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
 - 四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項
 - 二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
 - 三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

- 及び資料の要求等
- 四、調査の期間
本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
- 平成二年三月十三日
- 社会労働委員長 畑 英次郎
衆議院議長 櫻内 義雄殿
- 国政調査承認要求書
- 一、調査する事項
- 一、環境保全の基本施策に関する事項
 - 二、公害の防止に関する事項
 - 三、自然環境の保護及び整備に関する事項
 - 四、快適環境の創造に関する事項
 - 五、公害健康被害救済に関する事項
 - 六、公害紛争の処理に関する事項
 - 二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
 - 三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間
本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
- 平成二年三月十三日
- 環境委員長 戸塚 進也
衆議院議長 櫻内 義雄殿
- 一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十四日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二年三月十四日

外務委員長 柿澤 弘治

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、中小企業に関する事項

三、資源エネルギーに関する事項

四、特許及び工業技術に関する事項

五、経済の計画及び総合調整に関する事項

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

項

七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二年三月十四日

商工委員長 浦野 然興

衆議院議長 櫻内 義雄殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十五日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、港湾に関する事項

五、海上保安に関する事項

六、観光に関する事項

七、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二年三月十五日

運輸委員長 田名部臣省

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、科学技術振興の基本施策に関する事項

二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項

三、宇宙開発に関する事項

四、海洋開発に関する事項

五、生命科学に関する事項

六、新エネルギーの研究開発に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二年三月十五日

科学技術委員長 与謝野 馨

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項

五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二年三月十五日

決算委員長 渡辺 栄一

衆議院議長 櫻内 義雄殿

去る九日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十九日及び二十日は、会議を開くに至らなかった。

平成二年三月二十二日 衆議院會議録第六号(一)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外 平成二年三月二十二日

第百十八回 衆議院會議録 第六号(二)

〔本号(巻頭)〕

財政部提出の歳入歳出予算(案)の

中

国庫に提出する。

平成二年二月二十八日

内閣府大臣 奥平 昌雄

平成元年度一般会計補正予算

予 算 総 則

第1条 既定の平成元年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおとする。

甲号 歳入歳出予算補正
歳 入

主 管 部	款 目	項 目	補 正 額			
			追 加	修 正	減 少	差 引
総 理 府	雑 収 入	諸 収 入	1,632,073	0	0	1,632,073
			1,632,073	0	0	1,632,073
			1,632,073	0	0	1,632,073
			3,217,000,000	0	0	3,217,000,000
大 蔵 省	租 税 及 印 紙 収 入	租 税	3,217,000,000	0	0	3,217,000,000
			1,885,000,000	0	0	1,885,000,000
			1,214,000,000	0	0	1,214,000,000
			118,000,000	0	0	118,000,000
			政府資産整理収入		80,500,000	0

区 分	平成元年度成 立予算額(千円)	補 正			改平成元年度 予算額(千円)
		追 加 額(千円)	修正減少額(千円)	差 引 額(千円)	
歳 入	60,414,194,091	6,547,699,745△	650,002,424	5,897,697,321	66,311,891,412
歳 出	60,414,194,091	6,658,182,976△	760,485,665	5,897,697,321	66,311,891,412

第2条 「財政法」第15条第1項の規定により平成元年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおとする。

第3条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金現在の高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添附する。

第4条 平成元年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成元年度において公債を発行することのできる限度額「5,780,000,000千円」を「6,430,000,000千円」に改める。

第5条 平成元年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」第2条第1項の規定により公債を発行することのできる限度額「1,331,000,000千円」を「681,000,000千円」に改める。

通商産業省	専売納付金	アルコール専売事業 特別会計納付金	アルコール専売事業 特別会計納付金			
				48,491	0	48,491
				48,491	0	48,491
				48,491	0	48,491
建設省	雑収入	諸収入	公共事業費負担金 雑収入	9,510,116	△	9,508,110
				9,510,116	△	9,508,110
				9,510,116	△	9,508,429
				0	△	1,319
歳入補正額合計				6,547,698,745	△ 650,002,424	5,897,697,321

册
五

所 管	組	職	項	補 正 額			
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)	
国 会	衆 議 院	衆 議 院	議 院 費	765,264	△	73,308	691,956
			計	0	△	25,490	25,490
			計	765,264	△	98,798	666,466
	参 議 院	参 議 院	議 院 費	548,301	△	44,373	498,928
			計	0	△	20,254	20,254
			計	548,301	△	64,627	478,674
国 立 国 会 図 書 館	国 立 国 会 図 書 館	国 立 国 会 図 書 館	議 院 費	222,387	△	66,476	155,911
			計	0	△	20,505	20,505
			計	222,387	△	86,980	135,407
	裁 判 官 訴 追 委 員 会	裁 判 官 訴 追 委 員 会	裁 判 官 訴 追 委 員 会	計	0	△	421

裁判官彈劾裁判所		裁判官彈劾裁判所 管 正 額 合 計	2,996	△	294	2,702
裁 判 所		裁 判 官 會 所	1,583,898	△	251,120	1,282,778
裁 判 所		最 高 裁 判 所	1,294,065	△	100,411	1,193,654
裁 判 所		下 級 裁 判 所	3,746,661	△	177,386	3,569,275
裁 判 所		裁 判 所 費	0	△	8,623	8,623
裁 判 所		計	5,040,726	△	286,420	4,754,306
裁 判 所		檢 察 官 會 所	110,438	△	1,412	109,026
裁 判 所		檢 察 官 會 所 管 正 額 合 計	5,151,164	△	287,832	4,863,332
檢 査 院		檢 査 院 費	0	△	23,787	23,787
檢 査 院		計	0	△	3,688	3,688
檢 査 院		安 全 保 障 會 議	30,916	△	64,446	33,530
檢 査 院		計	3,980	△	1,764	2,216
檢 査 院		內 閣 官 房	34,896	△	66,210	31,314
檢 査 院		內 閣 法 制 局	17,962	△	4,923	13,039
檢 査 院		內 閣 法 制 局 人 員	178,336	△	31,630	146,706
檢 査 院		計	231,194	△	102,763	128,431
檢 査 院		總 理 本 府	1,248,395	△	204,927	1,043,468
檢 査 院		生活基礎充実事業推進費	0	△	1,540	1,540
檢 査 院		地域活性化施策推進費	0	△	70,000	70,000
檢 査 院		計	1,248,395	△	276,467	971,928
檢 査 院		日 本 学 術 會 議	9,581	△	15,581	6,000
檢 査 院		日 本 学 術 會 議	94,059	△	29,841	64,218
檢 査 院		警 察 廳	0	△	831,225	831,225
檢 査 院		千葉県警察新東京国際空港警備隊費	273,897	△	2,238	271,659

公 告 等 調 整 委 員 会 官 務 内 務 庁	科 学 警 察 研 究 所	0	△	9,353	△	9,353
	皇 宮 警 察 庁 施 設 費	178,382	△	8,220		170,112
	計	0	△	1,662	△	1,662
	公 告 等 調 整 委 員 会	452,229	△	852,698	△	400,469
	官 務 内 務 庁	1,282	△	3,669	△	2,487
	總 務 庁	217,784	△	6,795		210,989
	恩 給 支 給 事 務 費	1,201,190	△	186,945		1,015,245
	国 連 了 了 統 計 研 修 協 力 費	0	△	16,969	△	16,969
	統 計 調 査 費	0	△	3,794	△	3,794
	国 勢 調 査 費	0	△	79,817	△	79,817
	青 少 年 対 策 本 部	0	△	44,251	△	44,251
	計	2,266	△	69,202	△	69,202
	北 方 対 策 本 部	1,208,456	△	22,900	△	20,634
	計	0	△	422,878		780,578
	北 海 道 開 発 庁	3,846,238	△	20,873		3,826,365
	北 海 道 開 発 計 画 費	0	△	7,649	△	7,649
	北 海 道 開 発 事 業 指 導 監 督 費	0	△	27,324	△	27,324
	北 海 道 治 水 海 岸 事 業 工 事 諸 費	83,984	△	6,181		77,753
	北 海 道 道 路 事 業 工 事 諸 費	365,574	△	20,190		345,384
	北 海 道 港 灣 漁 港 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	134,350	△	6,691		127,659
	北 海 道 公 園 事 業 工 事 諸 費	706	△	101		605
	北 海 道 土 地 改 良 事 業 等 工 事 諸 費	120,386	△	6,617		114,319
	北 海 道 災 害 復 旧 事 業 等 工 事 諸 費	51,639		0		51,639
	計	4,603,377	△	96,626		4,507,751
	防 衛 本 庁	54,494,201	△	1,821,509		52,672,692
	防 衛 本 庁 武 器 車 両 等 購 入 費	0	△	1,099,224	△	1,099,224

沖 縄 開 発 庁	国立機関公害防止等試験研究費	0	△	79,009	△	79,009
	公害防止等調査研究費	0	△	22,300	△	22,300
	自然公園等管理費	0	△	30,613	△	30,613
	自然公園等施設整備費	0	△	951	△	951
	環境庁研究所計	7,025	△	69,686	△	62,661
		11,715,597	△	386,121		11,349,476
	沖 縄 開 発 庁	91,730	△	38,594		53,136
	沖縄振興開発総合調査費	0	△	13,300	△	13,300
	沖縄教育振興事業費	0	△	9,962	△	9,962
	沖縄保健衛生等対策諸費	0	△	918	△	918
	沖縄農業振興費	0	△	98	△	98
	沖縄開発事業指導監督費	0	△	2,571	△	2,571
	沖縄治水事業工事諸費	16,830	△	782		16,048
	沖縄道路事業工事諸費	21,207	△	1,216		19,991
	沖縄港湾空港整備事業工事諸費	16,731	△	1,280		15,451
	沖縄公園事業工事諸費	3,076	△	369		2,707
	沖縄土地改良事業工事諸費計	7,953	△	1,754		6,199
		157,527	△	70,844		86,683
国 土 庁	国土庁	1,645,856	△	168,961		1,476,895
	災害対策総合推進調整費	0	△	9,240	△	9,240
	国土計画基礎調査費	0	△	16,240	△	16,240
	第四次全国総合開発計画推進調査費	0	△	16,660	△	16,660
	国土調査費	0	△	149,392	△	149,392
	豪雪地帯対策特別事業費	0	△	4,581	△	4,581
	振興山村開発総合特別事業費	0	△	8,444	△	8,444
	小笠原諸島振興開発事業費	0	△	2,926	△	2,926

[illegible]

文 部 省	国 税 庁	税 務 官 署			
		国 税 不 服 審 判 所	釀 造 試 験 所	税 務 官 署 施 設 費	清 酒 製 造 業 安 定 対 策 費
		8,382,568	87,450	4,602	0
		△	△	△	△
		544,727	4,912	3,555	1,000
		△	△	△	△
		11,000,000	0	0	0
		△	△	△	△
		19,484,620	554,194	0	0
		△	△	△	△
		907,484,811	562,622,685	314,861,626	0
		△	△	△	△
		14,796,080	260,966	12,923	4,489
		△	△	△	△
		0	12,923	4,489	199,704
		△	△	△	△
		0	199,704	1,181	0
		△	△	△	△
		0	1,181	0	0
		△	△	△	△
		87,838,000	0	0	0
		△	△	△	△
		3,252,788	0	0	0
		△	△	△	△
		117,177	927,387	655,179	0
		△	△	△	△
		0	655,179	0	0
		△	△	△	△
		213,692	0	0	0
		△	△	△	△
		186,171	115,391	1,408,536	1,041,781
		△	△	△	△
		386,765	1,408,536	1,863,743	1,277
		△	△	△	△
		8,910	1,863,743	1,277	0
		△	△	△	△
		0	1,277	0	0
		△	△	△	△
		0	268,569	0	0
		△	△	△	△
		51,653,322	7,390,607	44,262,715	0
		△	△	△	△

大蔵省所管補正額合計

計

(外) 附 加

國立學校船舶建造及施設費	計	△	265,509	△	265,509
文部本省所轄研究所	49,189	△	31,337	△	17,852
文部本省所轄研究所施設費	0	△	463	△	463
日本學士院	0	△	50,157	△	50,157
國立社會教育施設運營費	70,987	△	88,498	△	17,511
國立社會教育施設整備費	0	△	7,451	△	7,451
計	120,176	△	177,306	△	57,730
文化庁	50,009,833	△	47,173		49,982,660
文化庁施設費	35,000,000	△	35,786		34,963,214
文化振興費	0	△	174,526	△	174,526
文化財保存事業費	0	△	226,325	△	226,325
文化財保存施設整備費	0	△	207,193	△	207,193
國立博物館	33,002	△	49,766	△	16,764
國立博物館施設費	0	△	170	△	170
國立美術館	4,409	△	53,377	△	43,968
國立美術館施設費	0	△	90	△	90
國立美術館施設費	0	△	31,373	△	31,373
文化庁研究所施設費	0	△	1,808	△	1,808
文化庁研究所施設費	0	△	44,628	△	44,628
日本芸術	85,047,244	△	873,215		84,174,029
計	243,550,315	△	14,426,582		229,123,733
厚生省	231,992	△	230,311	△	58,319
厚生統計調査費	62,670	△	22,935		39,735
科學研究費	0	△	159,430	△	159,430

保健衛生諸費	67,858	△	8,121,774	△	8,053,916
結核医療費	780,640	△	2,527		778,113
原爆障害対策費	30,505	△	20,649		9,856
精神保健費	0	△	4,468,552	△	4,468,552
国立病院及療養所施設費	10,229,044	△	653,894		9,570,150
国立病院及療養所施設費	0	△	60,622	△	60,622
生活保護費	845,227	△	61,852,693	△	61,007,466
身体障害者保護費	1,267,108	△	29,163		1,237,945
老人福祉施設費	10,894,373		0		10,894,373
婦人福祉施設費	35,051		0		35,051
社会福祉施設諸費	60,125,826	△	233,313		59,892,513
社会福祉施設整備費	0	△	117	△	117
児童福祉施設費	11,178,633	△	31,259		11,147,374
特別児童扶養手当給付諸費	0	△	159,302	△	159,302
児童扶養手当給付諸費	0	△	6,350,570	△	6,350,570
社会保険国庫負担金	1,503,824,858	△	15,261,788		1,488,563,070
厚生年金保険国庫負担金	34,946,444		0		34,946,444
厚生年金基金等助成費	48,968	△	27,604		21,364
国民健康保険助成費	20,079,888	△	3,327		20,076,061
国民年金国庫負担金	21,341,108	△	268,240		21,572,868
遺族及留守家族等援護費	0	△	23,573	△	23,573
農業者年金実施費	13,281	△	3,749		9,532
計	1,676,502,974	△	98,050,392		1,578,452,582
厚生本省試験研究機関	95,590	△	82,400		13,190
厚生本省試験研究所血清等製造及検定費	0	△	2,509	△	2,509
厚生本省試験研究所施設費	0	△	146	△	146
計	95,590	△	85,055		10,535

農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	検 疫 所	検 疫 所	△	33,532	124,568
		国 立 らい 療 養 所	国 立 らい 療 養 所 運 営 費			
		国 立 らい 療 養 所 施 設 費	648,154	△	11,186	636,968
		計	0	△	2,743	2,743
		国 立 更 生 援 護 機 関	648,154	△	13,929	634,225
		国 立 更 生 援 護 所 運 営 費	161,616	△	18,258	143,358
		国 立 更 生 援 護 所 施 設 費	0	△	446	446
		計	161,616	△	18,704	142,912
		地 方 医 務 局	7,470	△	1,599	5,871
		地 方 医 務 局 麻 薬 取 締 官 事 務 所	24,444	△	9,867	14,577
		厚 生 省 所 管 補 正 額 合 計	1,677,598,348	△	98,213,078	1,579,385,270
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	農 林 水 産 本 省 施 設 費	1,169,472	△	156,314	1,013,158
	農 林 水 産 本 省 施 設 費	0	182	△	182	182
	農 林 漁 業 金 融 費	50,000,000	16,261,121	△	38,738,879	38,738,879
	農 林 漁 業 保 險 費	26,387	71,084	△	44,697	44,697
	農 林 漁 業 統 計 情 報 費	0	168,547	△	168,547	168,547
	農 業 振 興 費	681,169	426,860	△	245,309	245,309
	農 業 構 造 改 善 対 策 費	0	38,081	△	38,081	38,081
	農 業 者 年 金 等 実 施 費	0	18,177	△	18,177	18,177
	農 業 者 年 金 等 実 施 費	0	269,385	△	121,091,685	121,091,685
	農 業 者 年 金 等 実 施 費	121,361,070	19,028	△	40,957,367	40,957,367
	水 田 農 業 確 立 対 策 費	40,976,395	1,254,247	△	1,254,247	1,254,247
	国 産 大 豆 等 保 護 対 策 費	0	98,940	△	98,940	98,940
	農 業 改 良 普 及 対 策 費	0	430,168	△	430,168	430,168
	畜 産 振 興 費	0	116,008	△	2,590,564	2,590,564
	食 品 流 通 等 対 策 費	2,706,567	4,762	△	22,523	22,523
	土 地 改 良 事 業 監 督 費	27,285	14,673	△	14,673	14,673
	土 地 改 良 事 業 監 督 費	0	15,911	△	230,508	230,508

[illegible]

郵政省	郵政省	運輸本省試驗研究機關	造船業經營安定対策費	0	△	14,920	△	14,920	
			港灣等事業指導監督費	0	△	8,748	△	8,748	
郵政省	郵政省	運輸本省試驗研究機關	港灣施設災害復旧事業費	3,088,000		0		3,088,000	
			港灣施設災害関連事業費	15,000		0		15,000	
郵政省	郵政省	運輸本省試驗研究機關	計	568,831,508	△	399,700		568,431,808	
			運輸本省試驗研究所	76,084	△	39,608		36,476	
郵政省	郵政省	運輸本省試驗研究機關	運輸本省試驗研究所施設費	0	△	153	△	153	
			計	76,084	△	39,761		36,323	
郵政省	郵政省	運輸本省試驗研究機關	學校及訓練場所	105,389	△	166,876	△	61,487	
			地方運輸局	574,243	△	48,100		526,143	
郵政省	郵政省	運輸本省試驗研究機關	港灣施設局	98,616	△	2,527		96,089	
			地方航空局	26,821	△	1,386		25,435	
郵政省	郵政省	運輸本省試驗研究機關	船舶労働委員會	0	△	2,308	△	2,308	
			海上保安官署	2,733,766	△	882,045		1,851,721	
郵政省	郵政省	運輸本省試驗研究機關	海上保安官署施設費	0	△	364	△	364	
			船舶建造費	7,243,738	△	1,880		7,241,858	
郵政省	郵政省	運輸本省試驗研究機關	航路標識整備費	0	△	9,865	△	9,865	
			計	9,977,504	△	894,154		9,083,350	
郵政省	郵政省	運輸本省試驗研究機關	海難審判庁	65,631	△	6,617		59,014	
			海難審判庁	748,912	△	273,686		475,226	
郵政省	郵政省	運輸本省試驗研究機關	海難審判庁	400,602	△	41,950		358,652	
			禁止氣象衛生業務費	0	△	283	△	283	
郵政省	郵政省	運輸本省試驗研究機關	氣象官署施設費	37,690	△	19,284		18,406	
			計	1,187,204	△	385,203		862,001	
郵政省	郵政省	運輸本省試驗研究機關	運輸省所管補正額合計	580,942,995	△	1,896,632		579,046,363	
			郵政省	49,185	△	27,290		21,895	
郵政省	郵政省	運輸本省試驗研究機關	電氣通信監理費	3,000,000	△	29,300		2,970,700	
			計						

自 治 省	自 治 本 省	國 土 地 理 院 建設本省試驗研究機關 地方建設局	住宅對策諸費	756,195,983	△	827,667	755,368,316
			河川等災害復旧事業費	304,400,479	0	0	304,400,479
			河川等災害復旧事業等工事諸費	583,984	0	0	583,984
			都市災害復旧事業費	757,000	0	0	757,000
			河川等災害関連事業費	23,847,000	0	0	23,847,000
			計	1,105,294,785	△	1,108,368	1,104,186,417
			國 土 地 理 院	143,057	△	176,270	△
			建設本省試驗研究所	84,320	△	48,104	36,216
			地方建設局	582,145	△	14,329	567,816
			公園事業工事諸費	16,088	△	1,228	14,860
自 治 省	自 治 本 省	建設省所管補正額合計	計	598,233	△	15,557	582,676
				1,106,120,395	△	1,348,299	1,104,772,096
			自治本省 參議院議員通常選舉啓免推進費	840,653	△	46,021	808,632
			地方交付稅交付金	0	△	234	△
			地方交付元利助成費	1,585,863,761	0	0	1,585,863,761
			地方公營企業助成費	0	△	596,446	596,446
			計	888,015	0	0	888,015
				1,597,601,429	△	642,701	1,596,958,728
			消防庁	9,462	△	92,918	△
			消防施設等整備費補助	0	△	568,598	△
自 治 省	自 治 本 省	自治省所管補正額合計	消防研究所	6,769	△	7,812	△
			計	16,231	△	669,328	△
				1,597,617,660	△	1,312,029	1,596,305,631
			歳出補正額總計	6,658,182,976	△	760,486,655	5,897,697,321

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	組 織	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 年 度 と 相 当	事 由
総 理 府	北海道開発庁	海岸保全施設整備事業費補助	880,800	平成元年度	平成2年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		海岸環境整備事業費補助	10,000	平成元年度	平成2年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		直轄漁港修築事業	988,000	平成元年度	平成2年度	久遠漁港ほか10漁港の修築事業には、多くの日数を要するため
		漁港修築費補助	1,182,000	平成元年度	平成2年度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		公営住宅建設等事業費補助 既 定	9,497,000	平成元年度	平成元年度以降3箇年度以内	公営住宅建設等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追 加 定 改	123,085 9,620,085	同 一	平成2年度	住宅用地関連公共施設整備促進事業費補助
		国 営 公 園 整 備	300,000	平成元年度	平成2年度	湖野すずらん丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するため
		公 園 事 業 費 補 助	801,000	平成元年度	平成2年度	公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		下 水 道 事 業 費 補 助	2,881,500	平成元年度	平成2年度	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

かんがい排水事業費補助	342,000	平成元年度	平成2年度	かんがい排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
圃場整備事業費補助	753,000	平成元年度	平成2年度	圃場整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
諸土地改良事業費補助	309,000	平成元年度	平成2年度	諸土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農道整備事業費補助	1,487,000	平成元年度	平成2年度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
畑地帯総合土地改良事業費補助	1,665,000	平成元年度	平成2年度	畑地帯総合土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農村総合整備事業費補助	23,000	平成元年度	平成2年度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農地防災事業費補助	232,000	平成元年度	平成2年度	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農地保全事業費補助	53,000	平成元年度	平成2年度	農地保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地開発事業費補助	2,117,000	平成元年度	平成2年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
林道事業費補助	573,000	平成元年度	平成2年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沿岸漁場整備開発事業費補助	240,000	平成元年度	平成2年度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

沖 縄 開 発 庁	農林漁業用揮発油税財源身替 農道整備事業費補助	1,088,000	平成元年度	平成2年度	
海 岸 事 業 費 補 助		175,000	平成元年度	平成2年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業について、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
漁 港 修 築 費 補 助		423,000	平成元年度	平成2年度	海岸事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
水道用水供給施設整備費補助		270,000	平成元年度	平成2年度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 水道用水供給施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
公園事業費補助 追加		553,000 249,000 802,000	平成元年度 同 —	平成2年度以内 降4箇年度以内 平成2年度 —	公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
下水道事業費補助		432,000	平成元年度	平成2年度	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
土地改良事業費補助		686,000	平成元年度	平成2年度	土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地開発事業費補助		222,000	平成元年度	平成2年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
林道事業費補助		43,000	平成元年度	平成2年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沿岸漁場整備開発事業費補助		42,000	平成元年度	平成2年度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

国 土 庁	海 岸 事 業 費 補 助	442,700	平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	海岸事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	漁 港 修 築 費 補 助	2,573,000	平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	公 園 事 業 費 補 助	90,000	平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	土 地 改 良 事 業 費 補 助	707,000	平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農 用 地 開 発 事 業 費 補 助	65,000	平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	林 道 事 業 費 補 助	107,000	平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農 林 漁 業 用 揮 発 油 税 財 源 身 替 農 道 整 備 事 業 費 補 助	150,000	平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
厚 生 省	水 道 広 域 化 施 設 整 備 費 補 助	2,880,000	平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	水道広域化施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 費 補 助	2,600,000	平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	廃棄物処理施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農 林 水 産 省	直 轄 海 岸 保 全 施 設 整 備 事 業	130,000	平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	出水地区消波工建設工事には、多くの日数を要するため
	海 岸 保 全 施 設 整 備 事 業 費 補 助	182,000	平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

かんがい排水事業費補助	4,055,000	平成元年度	平成2年度	かんがい排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
圃場整備事業費補助	7,508,000	平成元年度	平成2年度	圃場整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
諸土地改良事業費補助	2,647,000	平成元年度	平成2年度	諸土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農道整備事業費補助	2,758,000	平成元年度	平成2年度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
畑地帯総合土地改良事業費補助	1,582,000	平成元年度	平成2年度	畑地帯総合土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農村総合整備事業費補助	4,227,000	平成元年度	平成2年度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農地防災事業費補助	2,280,000	平成元年度	平成2年度	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農地保全事業費補助	806,000	平成元年度	平成2年度	農地保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
公害対策事業費補助	882,000	平成元年度	平成2年度	公害対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

農用地開発事業費補助	610,000	平成元年度	平成2年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
干拓等事業費補助	286,000	平成元年度	平成2年度	干拓等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	725,000	平成元年度	平成2年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
林道事業費補助	3,050,000	平成元年度	平成2年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
特定森林地域開発林道整備事業費補助	1,501,000	平成元年度	平成2年度	特定森林地域開発林道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
海岸保全施設整備事業費補助	313,000	平成元年度	平成2年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
海岸環境整備事業費補助	56,000	平成元年度	平成2年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
漁港修築費補助	4,030,000	平成元年度	平成2年度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沿岸漁場整備開発事業費補助	617,000	平成元年度	平成2年度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

運輸省	運輸本省	運輸事業	平成元年度	平成2年度	
		直轄海岸保全施設整備事業 既 定	142,000	平成元年度及び平成2年度	釜石港海岸はか1海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事には、多くの日数を要するため
		海岸保全施設整備事業費補助 追 加 定 改	464,800 917,100 1,381,900	平成元年度及び平成2年度 同 —	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		海岸環境整備事業費補助	111,000	平成2年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	海上保安庁	航空機購入	4,785,838	平成元年度	ヘリコプター2機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		大型巡視船建造	15,313,160	平成元年度 平成元年度以降4箇年度以内	ヘリコプター搭載型巡視船の建造には、多くの日数を要するため
建設省	建設本省	直轄海岸保全施設整備事業	482,000	平成元年度	青森海岸はか6海岸の海岸保全施設の新設工事には、多くの日数を要するため
		海岸保全施設整備事業費補助 既 定	147,000	平成元年度以降3箇年度以内	
		追 加 定 改	802,050	平成2年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		公営住宅建設等事業費補助 既 定	156,213,000	平成元年度以降3箇年度以内	
		追 加 定 改	987,332 157,200,332	同 —	公営住宅建設等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

住宅地関連公共施設整備促進事業費補助	834,000	平成元年度	平成2年度	住宅地関連公共施設整備促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
特定住宅市街地総合整備促進事業費補助	200,000	平成元年度	平成2年度	特定住宅市街地総合整備促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国営公園整備	3,944,000	平成元年度	平成2年度以降4箇年度以内	国営常陸海浜公園はか5箇所の施設の整備には、多くの日数を要するため
追 加 定 額	756,000	同	平成2年度	
改 定 額	4,700,000	—	—	
公園事業費補助	18,000,000	平成元年度	平成2年度以降4箇年度以内	公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 定 額	2,982,000	同	平成2年度	
改 定 額	20,982,000	—	—	
下水道事業費補助	65,193,000	平成元年度	平成元年度以降5箇年度以内	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 定 額	24,177,500	同	平成2年度	
改 定 額	89,370,500	—	—	
市街地再開発事業費補助	534,000	平成元年度	平成2年度	市街地再開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

一 平成元年度一般会計補正予算(第2号)に関する報告書
補正予算の要旨

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由により、歳出面において、災害復旧等事業費、給与改善費、厚生保険特別会計へ繰入、国債整理基金特別会計へ繰入及び地方交付税交付金等の追加を行う一方、既定経費の節減及び予備費の減額を行い、歳入面において、租税及印紙収入の増収等を見込むとともに、前年度剰余金の受入れを行い、あわせて公債金の増額及び特例公債金の減額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成元年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入

当初 六〇、四一四、一九四百万円
補正追加 六、五四七、七〇〇百万円
修正減少 六五〇、〇〇三百万円
計 六六、三一一、八九一百万円

歳出

当初 六〇、四一四、一九四百万円
補正追加 六、六五八、一八三百万円
修正減少 七六〇、四八六百万円
計 六六、三一、八九一百万円

計

一般会計補正予算の概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

歳入

1 租税及印紙収入 三、二一七、〇〇〇百万円
2 専売納付金 四八百万円
3 政府資産整理収入 八〇、五〇〇百万円
4 雑収入 二六三、八二〇百万円
5 公債金 六五〇、〇〇〇百万円
(1) 公債金 六五〇、〇〇〇百万円
(2) 特例公債金 六五〇、〇〇〇百万円
6 前年度剰余金受入 二、三三六、三三九百万円
計 五、八九七、六九七百万円

歳出

1 災害復旧等事業費 四二五、五七一百万円
2 給与改善費 二六七、六六九百万円
3 厚生保険特別会計へ繰入 一、五〇〇、〇〇〇百万円
4 蚕糸砂糖類価格安定事業団在庫生糸特別処分損失補てん交付金 一二一、三六一百万円
5 日本国有鉄道清算事業団補助金 四五〇、〇〇〇百万円
6 地下高速鉄道建設費補助金等 一〇三、二九三百万円

7 住宅金融公庫交付金等 五九九、二六〇百万円
8 住宅・都市整備公団補給金等 一七六、四三六百万円
9 国債整理基金特別会計へ繰入 八六六、〇七三百万円
10 地方交付税交付金 一、五九五、八六四百万円
11 その他の経費 五五二、六五六百万円
計 二、三三、七〇七百万円

(1) 義務的経費の追加

(2) 国際分担金及び拠出金 一〇、一三三百万円
(3) 海外経済協力基金交付金 一〇、〇九四百万円
(4) 宇宙開発事業団出資金 一、六〇〇百万円
(5) 地域環境保全対策費補助金 一一、〇〇〇百万円
(6) 貨幣交換差減補填金 一一、〇〇〇百万円
(7) 清酒製造業安定対策費 五〇、〇〇〇百万円
(8) 日本芸術文化振興会出資金 三五、〇〇〇百万円
(9) 文化庁施設費 一五、四〇七百万円
(10) 国立学校特別会計へ繰入 一四、五七九百万円
(11) 国際文化交流促進費補助金 六〇、〇〇〇百万円
(12) 社会福祉・医療事業団出資金 五四、五七九百万円
(13) 厚生年金等給付改定実施期日の繰上げ 五〇、〇〇〇百万円
(14) 農山漁村振興緊急対策費 四〇、九七六百万円
(15) 水田農業確立対策費 五〇、〇〇〇百万円
(16) 中小企業特別対策費 二〇、〇〇〇百万円
(17) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計へ繰入 二、四八二百万円
(18) 特定地方交通線特別交付金 三、八、九〇三百万円
(19) その他 一五〇、〇〇〇百万円
計 五、八九七、六九七百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二年三月二十二日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
予算委員長 越智 伊平

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)

右
国会に提出する。
平成二年二月二十八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

正補則總算予

総理府、大蔵省及び
自治省所管

交付税及び譲与税配付金

管 所 省 務 法 大

大蔵省、通商産業省及び労働省所管

文 部 省 所 管

記金
 校理
 立生
 保學
 立生
 國厚

農林水產省所管

管 所 省 輸 運 建 設

水 錄 業 險 院 金 保 事 登 年 再 改 查 地 檢 共 土 車 業 營 動 國 農 國 自 治

官 報 (号 外)

第2条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成元年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第3条「財政法」第28条及び各特例会計法の規定による各特例会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。

第4条 平成元年度特別会計予算総則第7条を次のとおり改める。
「第7条 削除」

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款
総理府、大蔵省及び自治省	交付税及び譲与税配付金 交付税及び譲与税配付金 勘定 歳 入	他会計より受入

第5条 平成元年度特別会計予算総則第8条の各特別会計の借入金の限度額の表中

交付税及び譲与
税配付金

「交付税及び譲与税配付金特別会計法」

交付税及び譲与
税配付金勘定

3,594,235,000千円

花

交付税及び譲与 税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与 税配付金制度	2,984,635,000千円
-----------------	--------------------	-------------------	-----------------

に改める。

第6条 平成元年度特別会計予算総則第12条第1項の各特別会計の歳入歳出予算の弾力条項の表中

5 金	国債整理基 金	借入金、一時借入金又は短期証券の償還金に關するの受入金増加	債務償還費、利子及び割引料等に必要な経費
	株式売却収入の増加	株式売却手数料に必要な経費	

花

国債、借入金、一時借入金又は短期証券の償還金に對する配当の支出に發行及び償還に關する他の會計から増加	債務償還費、利子及び割引料等に必要な経費	5 金 国債整理基
--	----------------------	-----------

に改める。

第7条 平成元年度特別会計予算総則第17条第1項の資金及び積立金の長期運用予定額の規定中、

資金運用部資金の一般会計において新たに発行される平成元年度の国債（平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」第2条第1項の規定により発行される国債を含む。）に対する運用「1,000,000,000千円」を「1,541,800,000千円」に、資金運用部資金の「国債整理基金特別会計法」第5条第1項の規定による起債に充当するための運用「3,226,299,000千円」を「2,576,299,000千円」に改める。

項	補 正 額		
	追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
	1,595,863,761	0	1,595,863,761

法 務 省	整 理 基 金	入 出	借 入 金		一 般 会 計 よ り 受 入 金		一 般 会 計 よ り 受 入 金	
			入	出	入	出	入	出
法 務 省	整 理 基 金	入	1,595,863,761	0	△ 609,600,000	△ 609,600,000	0	△ 609,600,000
法 務 省	整 理 基 金	出	1,595,863,761	△ 609,600,000	△ 609,600,000	△ 609,600,000	0	△ 609,600,000
法 務 省	整 理 基 金	配 入	1,252,929	△ 96,273	△ 96,273	△ 96,273	1,156,656	1,156,656
法 務 省	整 理 基 金	出	1,252,929	△ 96,273	△ 96,273	△ 96,273	1,156,656	1,156,656
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金	入	866,072,583	△ 446,419,446	△ 446,419,446	△ 446,419,446	419,653,147	419,653,147
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金	出	866,072,583	△ 446,419,446	△ 446,419,446	△ 446,419,446	419,653,147	419,653,147
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金	配 入	1,465,689,811	△ 216,518,148	△ 216,518,148	△ 216,518,148	1,249,181,663	1,249,181,663
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金	出	1,465,689,811	△ 216,518,148	△ 216,518,148	△ 216,518,148	1,249,181,663	1,249,181,663
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金	配 入	6,800,000	0	0	0	6,800,000	6,800,000
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金	出	6,800,000	0	0	0	6,800,000	6,800,000
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金	配 入	35,317,129	0	0	0	35,317,129	35,317,129
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金	出	35,317,129	0	0	0	35,317,129	35,317,129
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金	配 入	0	△ 170,909,673	△ 170,909,673	△ 170,909,673	△ 170,909,673	△ 170,909,673
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金	出	0	△ 170,909,673	△ 170,909,673	△ 170,909,673	△ 170,909,673	△ 170,909,673
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金	配 入	750,491	0	0	0	750,491	750,491
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金	出	750,491	0	0	0	750,491	750,491

[illegible]

厚 生 省	厚 生 省 保 險 定 入	保 險 取 入	施 設 整 備 費		施 設 整 備 費	施 設 整 備 費
			船 舶 正 額	正 額	正 額	正 額
			0	△	265,247	△
			0	△	262	△
			36,246,345	△	20,945,749	15,300,596
			46,021,126	△	19,005,916	27,015,210
			46,021,126	△	2,563,184	43,457,982
			0	△	14,822,174	△
			0	△	1,620,608	△
			0	△	40,000,000	40,000,000
			0	△	40,000,000	△
			0	△	5,272,812	5,272,812
			0	△	5,272,812	△
			2,491,119	△	599,587	1,891,582
			2,491,119	△	599,587	1,891,582
			48,512,245	△	64,878,285	16,366,020
			0	△	35,464,259	△
			0	△	7,948,133	△
			0	△	6,564,336	△
			0	△	1,902,578	△
			42,051	△	3,370,239	△
			42,051	△	55,249,540	△
			66,601,573	0	0	66,601,573
			34,946,444	0	0	34,946,444
			31,655,129	0	0	31,655,129

歳出	業務勘定入	歳入	歳出
国民年金特別会計へ繰入	66,529,306	0	66,529,306
一般会計より受入	1,502,536,691	△	426,528
業務取捨整備費	2,536,691	△	376,020
施設整備費	0	△	50,508
特別保健福祉事業資金へ繰入	1,500,000,000	0	1,500,000,000
歳出補正額	1,502,536,691	△	426,528
船員保険入	1,288,167	△	13,086
一般会計より受入	1,288,167	△	13,086
積立金より受入	0	△	1,296,891
積立金より受入	0	△	1,296,891
歳入補正額	1,288,167	△	1,309,977
業務取扱費	0	△	21,810
国立病院勘定入	5,247,881	△	450,943
一般会計より受入	5,247,881	△	450,943
病院経営成費	5,247,881	△	372,420
看護婦等整備費	0	△	29,350
施設整備費	0	△	49,173
歳出補正額	5,247,881	△	450,943
			4,796,888
			4,796,888
			4,875,411
			29,350
			49,173
			4,796,888

歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
一般会計より受入	一般会計より受入	一般会計より受入	一般会計より受入	一般会計より受入	一般会計より受入	一般会計より受入	一般会計より受入
4,981,213	4,981,213	4,981,213	4,981,213	4,981,213	4,981,213	4,981,213	4,981,213
△	△	△	△	△	△	△	△
268,573	268,573	268,573	268,573	268,573	268,573	268,573	268,573
4,712,640	4,712,640	4,712,640	4,712,640	4,712,640	4,712,640	4,712,640	4,712,640
△	△	△	△	△	△	△	△
228,990	228,990	228,990	228,990	228,990	228,990	228,990	228,990
28,134	28,134	28,134	28,134	28,134	28,134	28,134	28,134
△	△	△	△	△	△	△	△
11,449	11,449	11,449	11,449	11,449	11,449	11,449	11,449
4,712,640	4,712,640	4,712,640	4,712,640	4,712,640	4,712,640	4,712,640	4,712,640
△	△	△	△	△	△	△	△
117,579,321	117,579,321	117,579,321	117,579,321	117,579,321	117,579,321	117,579,321	117,579,321
△	△	△	△	△	△	△	△
0	0	0	0	0	0	0	0
117,579,321	117,579,321	117,579,321	117,579,321	117,579,321	117,579,321	117,579,321	117,579,321
△	△	△	△	△	△	△	△
88,979,785	88,979,785	88,979,785	88,979,785	88,979,785	88,979,785	88,979,785	88,979,785
△	△	△	△	△	△	△	△
67,846,390	67,846,390	67,846,390	67,846,390	67,846,390	67,846,390	67,846,390	67,846,390
△	△	△	△	△	△	△	△
18,624,499	18,624,499	18,624,499	18,624,499	18,624,499	18,624,499	18,624,499	18,624,499
△	△	△	△	△	△	△	△
49,221,891	49,221,891	49,221,891	49,221,891	49,221,891	49,221,891	49,221,891	49,221,891
△	△	△	△	△	△	△	△
36,593,402	36,593,402	36,593,402	36,593,402	36,593,402	36,593,402	36,593,402	36,593,402
△	△	△	△	△	△	△	△
3,216,609	3,216,609	3,216,609	3,216,609	3,216,609	3,216,609	3,216,609	3,216,609
△	△	△	△	△	△	△	△
268,240	268,240	268,240	268,240	268,240	268,240	268,240	268,240
2,948,369	2,948,369	2,948,369	2,948,369	2,948,369	2,948,369	2,948,369	2,948,369
△	△	△	△	△	△	△	△
3,216,609	3,216,609	3,216,609	3,216,609	3,216,609	3,216,609	3,216,609	3,216,609
△	△	△	△	△	△	△	△
5,879	5,879	5,879	5,879	5,879	5,879	5,879	5,879
△	△	△	△	△	△	△	△
2,948,369	2,948,369	2,948,369	2,948,369	2,948,369	2,948,369	2,948,369	2,948,369
△	△	△	△	△	△	△	△
26,387	26,387	26,387	26,387	26,387	26,387	26,387	26,387
△	△	△	△	△	△	△	△
13,936	13,936	13,936	13,936	13,936	13,936	13,936	13,936
12,451	12,451	12,451	12,451	12,451	12,451	12,451	12,451

出	歳	国営土地改良事業	入	歳	運輸省	歳	自動車検査登録	出	歳	建設省	歳	治水勘定	入	出
一般会計より受入 農業共済再保険業務費	26,387	△	13,986	△	26,387	△	13,986	△	12,451	△	13,986	△	12,451	△
一般会計より受入 土地改良事業費負担金等収入	356,684	△	25,268	△	356,684	△	25,268	△	381,416	△	25,268	△	381,416	△
歳入補正額	3,627	△	276	△	3,627	△	276	△	3,351	△	276	△	3,351	△
歳入補正額	360,311	△	25,544	△	360,311	△	25,544	△	334,767	△	25,544	△	334,767	△
歳入補正額	434,155	△	51,420	△	434,155	△	51,420	△	382,735	△	51,420	△	382,735	△
歳入補正額	593,984	△	31,009	△	593,984	△	31,009	△	562,975	△	31,009	△	562,975	△
歳入補正額	0	△	14,532	△	0	△	14,532	△	14,532	△	14,532	△	14,532	△
歳入補正額	0	△	20,228	△	0	△	20,228	△	20,228	△	20,228	△	20,228	△
歳入補正額	0	△	1,595	△	0	△	1,595	△	1,595	△	1,595	△	1,595	△
歳入補正額	593,984	△	67,364	△	593,984	△	67,364	△	526,620	△	67,364	△	526,620	△
歳入補正額	593,984	△	62,317	△	593,984	△	62,317	△	531,667	△	62,317	△	531,667	△

特定多目的ダム建設工事 勘定	入	歳出	事務費		勘定
			歳入	歳出	
歳入	他会計より受入	一般会計より受入	0	0	0
	地方公共団体工事費負担金収	地方公共団体工事費負担金収	0	0	0
	電気事業者等工事費負担金収	電気事業者等工事費負担金収	0	0	0
	歳入	歳入	0	0	0
歳出	他会計より受入	一般会計より受入	0	0	0
	地方公共団体工事費負担金収	地方公共団体工事費負担金収	0	0	0
	電気事業者等工事費負担金収	電気事業者等工事費負担金収	0	0	0
	歳入	歳入	0	0	0

丁号 国庫債務負担行為補正

所管	特別会計	事項	限度額 (千円)	行為年度	国庫の負担年度	事由
農林水産省	国有林野事業 治山勘定	直轄治山事業	290,000	平成元年度	平成2年度	野田川地区ほか5地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
		国有林野内直轄治山事業	988,000	平成元年度	平成2年度	青森営林局ほか7営林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
		直轄地すべり防止事業	280,000	平成元年度	平成2年度	磐井川地区ほか3地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要するため
		治山事業費補助 地すべり防止事業費補助	3,328,000 729,000	平成元年度 平成元年度	平成2年度 平成2年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 地すべり防止事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

北海道直轄治山事業	120,000	平成元年度	平成2年度	石狩川地区はか1地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
北海道国有林野内直轄治山事業	648,000	平成元年度	平成2年度	北海道管林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
北海道治山事業費補助	520,000	平成元年度	平成2年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島治山事業費補助	35,000	平成元年度	平成2年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖縄治山事業費補助	70,000	平成元年度	平成2年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国営土地改良事業				
国営かんがい排水事業				
村山北部農業水利事業新鶴子ダム管理用道路建設工事	30,000	平成元年度	平成2年度	村山北部農業水利事業新鶴子ダム管理用道路の建設工事には、多くの日数を要するため
山王海農業水利事業丸ダム第五期建設工事	350,000	平成元年度	平成2年度	山王海農業水利事業丸ダムの第五期建設工事には、多くの日数を要するため
山王海農業水利事業稲荷幹線用水路建設工事	150,000	平成元年度	平成2年度	山王海農業水利事業稲荷幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
会津宮川農業水利事業宮川幹線用水路松沢工区第二期建設工事	150,000	平成元年度	平成2年度	会津宮川農業水利事業宮川幹線用水路松沢工区の建設工事には、多くの日数を要するため
会津宮川農業水利事業宮川幹線用水路松沢工区第二期建設工事	150,000	平成元年度	平成2年度	会津宮川農業水利事業宮川幹線用水路松沢工区の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
新庄農業水利事業第1号幹線用水路建設工事	65,000	平成元年度	平成2年度	新庄農業水利事業第1号幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
会津南部農業水利事業富川頭首工第二期建設工事	200,000	平成元年度	平成2年度	会津南部農業水利事業富川頭首工の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
津軽北部農業水利事業砂山幹線排水路建設工事	40,000	平成元年度	平成2年度	津軽北部農業水利事業砂山幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため

事業名	事業費(千円)	平成元年度	平成2年度	備考
大和根用水農業水利事業新堀川排水路門扉製作据付の建設工事に、多くの日数を要するため	31,000	平成元年度	平成2年度	大和根用水農業水利事業新堀川排水路門扉製作据付の建設工事に、多くの日数を要するため
新和根川沿岸農業水利事業金江津幹線用水路の建設工事に、多くの日数を要するため	150,000	平成元年度	平成2年度	新和根川沿岸農業水利事業金江津幹線用水路の建設工事に、多くの日数を要するため
鹿ヶ浦用水農業水利事業八千代幹線水路の建設工事に、多くの日数を要するため	160,000	平成元年度	平成2年度	鹿ヶ浦用水農業水利事業八千代幹線水路の建設工事に、多くの日数を要するため
鹿島南部農業水利事業水管理制御施設製作据付の建設工事に、多くの日数を要するため	15,000	平成元年度	平成2年度	鹿島南部農業水利事業水管理制御施設製作据付の建設工事に、多くの日数を要するため
牧之原農業水利事業中央幹線水路棚草工区の建設工事に、多くの日数を要するため	150,000	平成元年度	平成2年度	牧之原農業水利事業中央幹線水路棚草工区の建設工事に、多くの日数を要するため
牧之原農業水利事業中央幹線水路六本松工区の建設工事に、多くの日数を要するため	60,000	平成元年度	平成2年度	牧之原農業水利事業中央幹線水路六本松工区の建設工事に、多くの日数を要するため
氷見農業水利事業中央幹線用水路の建設工事に、多くの日数を要するため	200,000	平成元年度	平成2年度	氷見農業水利事業中央幹線用水路の建設工事に、多くの日数を要するため
氷見農業水利事業五位ダム管理棟の建設工事に、多くの日数を要するため	80,000	平成元年度	平成2年度	氷見農業水利事業五位ダム管理棟の建設工事に、多くの日数を要するため
西瀬原排水農業水利事業小新排水機場の第二期建設工事に、多くの日数を要するため	545,000	平成元年度	平成2年度	西瀬原排水農業水利事業小新排水機場の第二期建設工事に、多くの日数を要するため
中勢用水農業水利事業北幹線水路津工区大里水路の建設工事に、多くの日数を要するため	100,000	平成元年度	平成2年度	中勢用水農業水利事業北幹線水路津工区大里水路の建設工事に、多くの日数を要するため
豊川総合用水農業水利事業寒狭川導水路の第三期建設工事に、多くの日数を要するため	540,000	平成元年度	平成2年度	豊川総合用水農業水利事業寒狭川導水路の第三期建設工事に、多くの日数を要するため
豊川総合用水農業水利事業万場調整池の第四期建設工事に、多くの日数を要するため	40,000	平成元年度	平成2年度	豊川総合用水農業水利事業万場調整池の第四期建設工事に、多くの日数を要するため
東伯農業水利事業船上山ダム仮排水路の建設工事に、多くの日数を要するため	500,000	平成元年度	平成2年度	東伯農業水利事業船上山ダム仮排水路の建設工事に、多くの日数を要するため

児島湾周辺農業水利事業味尾川排水機除塵機製作据付の建設工事は、多くの日数を要するため	平成2年度	平成元年度	80,000	農業水利事業味尾川排水機除塵機製作据付建設工事
上場農業水利事業上倉幹線水路の第二期建設工事は、多くの日数を要するため	平成2年度	平成元年度	150,000	農業水利事業上倉幹線水路第二期建設工事
筑後川中流農業水利事業大石北幹線水路他門扉の建設工事は、多くの日数を要するため	平成2年度	平成元年度	80,000	筑後川中流農業水利事業大石北幹線水路他門扉建設工事
川辺川農業水利事業大原団地の建設工事は、多くの日数を要するため	平成2年度	平成元年度	80,000	川辺川農業水利事業大原団地建設工事
郡山東部開拓建設事業農地開発第1工区その7の造成工事は、多くの日数を要するため	平成2年度	平成元年度	179,000	郡山東部開拓建設事業農地開発第1工区その7造成工事
郡山東部開拓建設事業農地開発第16工区その7の造成工事は、多くの日数を要するため	平成2年度	平成元年度	161,000	郡山東部開拓建設事業農地開発第16工区その7造成工事
郡山東部開拓建設事業農地開発第5工区その5の造成工事は、多くの日数を要するため	平成2年度	平成元年度	160,000	郡山東部開拓建設事業農地開発第5工区その5造成工事
矢吹開拓建設事業第2工区その17の区画整理工事は、多くの日数を要するため	平成2年度	平成元年度	150,000	矢吹開拓建設事業第2工区その17区画整理工事
五戸台地開拓建設事業農地開発木ノ間工区その9の造成工事は、多くの日数を要するため	平成2年度	平成元年度	140,000	五戸台地開拓建設事業農地開発木ノ間工区その9造成工事
五戸台地開拓建設事業農地開発木ノ間工区その10の造成工事は、多くの日数を要するため	平成2年度	平成元年度	130,000	五戸台地開拓建設事業農地開発木ノ間工区その10造成工事
五戸台地開拓建設事業農地開発木ノ間工区その7の造成工事は、多くの日数を要するため	平成2年度	平成元年度	90,000	五戸台地開拓建設事業農地開発木ノ間工区その7造成工事

五戸台地開拓建設事業農地開発木ノ間工区その8の造成工事	90,000	平成元年度	平成2年度	五戸台地開拓建設事業農地開発木ノ間工区その8の造成工事には、多くの日数を要するため
飯山開拓建設事業農地開発11工区その2の造成工事	170,000	平成元年度	平成2年度	飯山開拓建設事業農地開発11工区その2の造成工事には、多くの日数を要するため
飯山開拓建設事業農地開発15工区その3の造成工事	80,000	平成元年度	平成2年度	飯山開拓建設事業農地開発15工区その3の造成工事には、多くの日数を要するため
飯山開拓建設事業農地開発6工区その1の造成工事	70,000	平成元年度	平成2年度	飯山開拓建設事業農地開発6工区その1の造成工事には、多くの日数を要するため
珠洲開拓建設事業寺家ダム取水設備建設工事	45,000	平成元年度	平成2年度	珠洲開拓建設事業寺家ダム取水設備の建設工事には、多くの日数を要するため
苗場山麓第二開拓建設事業上正面幹線道路建設工事	50,000	平成元年度	平成2年度	苗場山麓第二開拓建設事業上正面幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
下田開拓建設事業第13工区その2の区画整理工事	100,000	平成元年度	平成2年度	下田開拓建設事業第13工区その2の区画整理工事には、多くの日数を要するため
南知多開拓建設事業農地(大井・山田団地その9)の造成工事	70,000	平成元年度	平成2年度	南知多開拓建設事業農地開発開拓(大井・山田団地その9)の造成工事には、多くの日数を要するため
飛弾東部第一開拓建設事業農地開発大羅野団地その2の造成工事	120,000	平成元年度	平成2年度	飛弾東部第一開拓建設事業農地開発大羅野団地その2の造成工事には、多くの日数を要するため
丹後東部開拓建設事業農地開発大野団地その2の造成工事	250,000	平成元年度	平成2年度	丹後東部開拓建設事業農地開発大野団地その2の造成工事には、多くの日数を要するため
丹後東部開拓建設事業農地開発五箇団地その2の造成工事	160,000	平成元年度	平成2年度	丹後東部開拓建設事業農地開発五箇団地その2の造成工事には、多くの日数を要するため
丹後東部開拓建設事業農地開発和田野団地その2の造成工事	150,000	平成元年度	平成2年度	丹後東部開拓建設事業農地開発和田野団地その2の造成工事には、多くの日数を要するため

丹後東部開拓建設事業農地開発三津団地その3造成工事	100,000	平成元年度	平成2年度	丹後東部開拓建設事業農地開発三津団地その3の造成工事には、多くの日数を要するため
丹後西部開拓建設事業農地開発新谷団地その2造成工事	280,000	平成元年度	平成2年度	丹後西部開拓建設事業農地開発新谷団地その2の造成工事には、多くの日数を要するため
丹後西部開拓建設事業農地開発浦明団地その3造成工事	110,000	平成元年度	平成2年度	丹後西部開拓建設事業農地開発浦明団地その3の造成工事には、多くの日数を要するため
横田開拓建設事業統合3号フレームポンド管理用道路の建設工事	65,000	平成元年度	平成2年度	横田開拓建設事業統合3号フレームポンド管理用道路の建設工事には、多くの日数を要するため
豊北開拓建設事業農地開発白木坪団地その2造成工事	55,000	平成元年度	平成2年度	豊北開拓建設事業農地開発白木坪団地その2の造成工事には、多くの日数を要するため
高橋開拓建設事業農地開発曙東津野2団地造成工事	80,000	平成元年度	平成2年度	高橋開拓建設事業農地開発曙東津野2団地の造成工事には、多くの日数を要するため
肝風南部開拓建設事業農地開発大中尾団地(38-2)造成工事	80,000	平成元年度	平成2年度	肝風南部開拓建設事業農地開発大中尾団地(38-2)の造成工事には、多くの日数を要するため
北海道国営かんがい排水事業 ネシコシ排水路建設工事	100,000	平成元年度	平成2年度	ネシコシ排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
北島農業水利事業第一集水路建設工事	150,000	平成元年度	平成2年度	北島農業水利事業第一集水路の建設工事には、多くの日数を要するため
雨竜川中央農業水利事業沼田幹線用水路2工区第二期建設工事	260,000	平成元年度	平成2年度	雨竜川中央農業水利事業沼田幹線用水路2工区の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
雨竜川中央農業水利事業恵岱別ダム取水設備製作据付の建設工事	40,000	平成元年度	平成2年度	雨竜川中央農業水利事業恵岱別ダム取水設備製作据付の建設工事には、多くの日数を要するため

事業名	平成元年度	平成2年度	備考
北空知農業水利事業神電頭首工建設工事	160,000	平成2年度	北空知農業水利事業神電頭首工の建設工事には、多くの日数を要するため
音江山農業水利事業湧水路トソネルの建設工事	170,000	平成2年度	音江山農業水利事業湧水路トソネルの建設工事には、多くの日数を要するため
空知中央農業水利事業光珠内調整池の第二期建設工事	100,000	平成2年度	空知中央農業水利事業光珠内調整池の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
空知中央農業水利事業川向第一幹線用水路の建設工事	35,000	平成2年度	空知中央農業水利事業川向第一幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
高岡ソノヱ農業水利事業望来ダム付替林道の建設工事	50,000	平成2年度	高岡ソノヱ農業水利事業望来ダム付替林道の建設工事には、多くの日数を要するため
千歳農業水利事業千歳排水路の建設工事	90,000	平成2年度	千歳農業水利事業千歳排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
ネソコ農業水利事業農地開発その1造成工事	60,000	平成2年度	ネソコ農業水利事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため
樺戸農業水利事業下徳宮幹線用水路の建設工事	90,000	平成2年度	樺戸農業水利事業下徳宮幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
共和農業水利事業共和ダム第三期建設工事	100,000	平成2年度	共和農業水利事業共和ダムの第三期建設工事には、多くの日数を要するため
貫気別農業水利事業貫気別幹線排水路の建設工事	100,000	平成2年度	貫気別農業水利事業貫気別幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
厚沢部川農業水利事業第二二期建設工事	845,000	平成2年度	厚沢部川農業水利事業第二二期建設工事には、多くの日数を要するため
厚沢部川農業水利事業取水塔製作据付の建設工事	400,000	平成2年度	厚沢部川農業水利事業取水塔製作据付の建設工事には、多くの日数を要するため
知内農業水利事業上留幹線用水路の建設工事	100,000	平成2年度	知内農業水利事業上留幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
静狩農業水利事業静狩幹線排水路の第二期建設工事	200,000	平成2年度	静狩農業水利事業静狩幹線排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため

太陽農業水利事業比宇幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	110,000	太陽農業水利事業比宇幹線排水路建設工事
早来農業水利事業瑞穂ダム付普通道路橋梁の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	140,000	早来農業水利事業瑞穂ダム付普通道路橋梁建設工事
東郷農業水利事業西達布幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	100,000	東郷農業水利事業西達布幹線用水路建設工事
ペーバン農業水利事業ペーバンダムの第五期建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	400,000	ペーバン農業水利事業ペーバンダム第五期建設工事
神居農業水利事業神居導水路第 2 工区の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	310,000	神居農業水利事業神居導水路第 2 工区建設工事
ウツシ農業水利事業南八線幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	130,000	ウツシ農業水利事業南八線幹線排水路建設工事
吉前農業水利事業吉前ダムニセウシナイ付替林道の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	70,000	吉前農業水利事業吉前ダムニセウシナイ付替林道建設工事
吉前農業水利事業吉前ダム付替林道橋梁製作の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	40,000	吉前農業水利事業吉前ダム付替林道橋梁製作建設工事
女清別農業水利事業大東フレームボンドの建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	250,000	女清別農業水利事業大東フレームボンド建設工事
芭露農業水利事業千葉団地幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	30,000	芭露農業水利事業千葉団地幹線排水路建設工事
八士農業水利事業八士十幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	60,000	八士農業水利事業八士十幹線排水路建設工事
清川農業水利事業大平幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	130,000	清川農業水利事業大平幹線排水路建設工事
梶岡農業水利事業梶岡幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	120,000	梶岡農業水利事業梶岡幹線排水路建設工事

上居辺農業水利事業上居辺幹線排水路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	160,000	上居辺農業水利事業上居辺幹線排水路第三期建設工事
芽室農業水利事業美生ダム仮設設備の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	170,000	芽室農業水利事業美生ダム仮設設備建設工事
芽室農業水利事業美生ダム低水放流設備の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	60,000	芽室農業水利事業美生ダム低水放流設備建設工事
桜木農業水利事業釜別排水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	200,000	桜木農業水利事業釜別排水路建設工事
戸蔵農業水利事業東戸蔵幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	200,000	戸蔵農業水利事業東戸蔵幹線排水路建設工事
殖産農業水利事業殖産排水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	180,000	殖産農業水利事業殖産排水路建設工事
中多和農業水利事業ボソタワ排水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	120,000	中多和農業水利事業ボソタワ排水路建設工事
駒ヶ岳農業水利事業農地開発その 1 の造成工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	50,000	駒ヶ岳農業水利事業農地開発その 1 造成工事
駒ヶ岳農業水利事業白川圃場支線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	45,000	駒ヶ岳農業水利事業白川圃場支線用水路建設工事
しろがね農業水利事業しろがね導水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	190,000	しろがね農業水利事業しろがね導水路建設工事
しろがね農業水利事業上富良野幹線道路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	50,000	しろがね農業水利事業上富良野幹線道路第二期建設工事
しろがね農業水利事業農地開発その 9 の造成工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	50,000	しろがね農業水利事業農地開発その 9 造成工事
北見農業水利事業北陽系統用水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	200,000	北見農業水利事業北陽系統用水路建設工事

西網走農業水利事業卯原内タムの第二期建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	200,000	西網走農業水利事業卯原内タム第二期建設工事
西網走農業水利事業農地開発その 1 の造成工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	130,000	西網走農業水利事業農地開発その 1 の造成工事
御影農業水利事業第 28 号道路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	60,000	御影農業水利事業第 28 号道路建設工事
御影農業水利事業下羽帯幹線明渠排水の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	35,000	御影農業水利事業下羽帯幹線明渠排水建設工事
御影農業水利事業第 56 号道路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成 2 年度	平成 元 年度	25,000	御影農業水利事業第 56 号道路建設工事
北海道国営農用地再編開発事業	平成 2 年度	平成 元 年度	80,000	北海道国営農用地再編開発事業
南幌加内開拓建設事業農地開発その 2 の造成工事	平成 2 年度	平成 元 年度	130,000	南幌加内開拓建設事業農地開発その 2 の造成工事
北雨開拓建設事業農地開発その 4 の造成工事	平成 2 年度	平成 元 年度	50,000	北雨開拓建設事業農地開発その 4 の造成工事
北雨開拓建設事業第 1 号幹線道路その 2 の造成工事	平成 2 年度	平成 元 年度	58,000	北雨開拓建設事業第 1 号幹線道路その 2 の造成工事
栗沢東部開拓建設事業農地開発その 4 の造成工事	平成 2 年度	平成 元 年度	42,000	栗沢東部開拓建設事業農地開発その 4 の造成工事
新十津川西部開拓建設事業第 10 号支線道路の建設工事	平成 2 年度	平成 元 年度	50,000	新十津川西部開拓建設事業第 10 号支線道路建設工事
ワイス開拓建設事業農地開発その 3 の造成工事	平成 2 年度	平成 元 年度	80,000	ワイス開拓建設事業農地開発その 3 の造成工事
南後志開拓建設事業農地開発その 1 の造成工事	平成 2 年度	平成 元 年度	80,000	南後志開拓建設事業農地開発その 1 の造成工事
南後志開拓建設事業農地開発その 3 の造成工事	平成 2 年度	平成 元 年度	80,000	南後志開拓建設事業農地開発その 3 の造成工事

事業名	事業費	平成元年度	平成2年度	備考
羊蹄北部開拓建設事業農地開発その2の造成工事	80,000	平成元年度	平成2年度	羊蹄北部開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
羊蹄北部開拓建設事業農地開発その1の造成工事	60,000	平成元年度	平成2年度	羊蹄北部開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため
相和開拓建設事業農地開発その3の造成工事	140,000	平成元年度	平成2年度	相和開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため
五里沢開拓建設事業農地開発その1の造成工事	40,000	平成元年度	平成2年度	五里沢開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため
今金東部開拓建設事業農地開発その2の造成工事	100,000	平成元年度	平成2年度	今金東部開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
七飯開拓建設事業農地開発その5の造成工事	40,000	平成元年度	平成2年度	七飯開拓建設事業農地開発その5の造成工事には、多くの日数を要するため
奥尻開拓建設事業幹線道路その2の建設工事	80,000	平成元年度	平成2年度	奥尻開拓建設事業幹線道路その2の建設工事には、多くの日数を要するため
八雲開拓建設事業農地開発その2の造成工事	200,000	平成元年度	平成2年度	八雲開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
春日開拓建設事業農地開発その2の造成工事	130,000	平成元年度	平成2年度	春日開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
大仕開拓建設事業農地開発その2の造成工事	20,000	平成元年度	平成2年度	大仕開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
豊丘開拓建設事業農地開発その8の造成工事	180,000	平成元年度	平成2年度	豊丘開拓建設事業農地開発その8の造成工事には、多くの日数を要するため
下川開拓建設事業第1号支線排水路の建設工事	50,000	平成元年度	平成2年度	下川開拓建設事業第1号支線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
江丹別開拓建設事業第3号支線道路の建設工事	90,000	平成元年度	平成2年度	江丹別開拓建設事業第3号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
音威子府開拓建設事業農地開発その4の造成工事	130,000	平成元年度	平成2年度	音威子府開拓建設事業農地開発その4の造成工事には、多くの日数を要するため

当麻開拓建設事業農地開発その5造成工事	200,000	平成元年度	平成2年度	当麻開拓建設事業農地開発その5の造成工事には、多くの日数を要するため
当麻開拓建設事業農地開発その6造成工事	120,000	平成元年度	平成2年度	当麻開拓建設事業農地開発その6の造成工事には、多くの日数を要するため
剣淵東部開拓建設事業農地開発その6造成工事	120,000	平成元年度	平成2年度	剣淵東部開拓建設事業農地開発その6の造成工事には、多くの日数を要するため
富良野東部開拓建設事業農地開発その1造成工事	120,000	平成元年度	平成2年度	富良野東部開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため
富良野東部開拓建設事業第1号排水路その2建設工事	20,000	平成元年度	平成2年度	富良野東部開拓建設事業第1号排水路その2の建設工事には、多くの日数を要するため
サロベツ第1開拓建設事業農地開発その2造成工事	61,000	平成元年度	平成2年度	サロベツ第1開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
天塩高台開拓建設事業幹線道路建設工事	60,000	平成元年度	平成2年度	天塩高台開拓建設事業幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
沼川開拓建設事業第7号支線道路その2建設工事	35,000	平成元年度	平成2年度	沼川開拓建設事業第7号支線道路その2の建設工事には、多くの日数を要するため
猿払中央開拓建設事業農地開発その4造成工事	30,000	平成元年度	平成2年度	猿払中央開拓建設事業農地開発その4の造成工事には、多くの日数を要するため
枝幸南部開拓建設事業農地開発その3造成工事	49,000	平成元年度	平成2年度	枝幸南部開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため
豊富開拓建設事業農地開発暗渠排水その2建設工事	80,000	平成元年度	平成2年度	豊富開拓建設事業農地開発暗渠排水その2の建設工事には、多くの日数を要するため
浜頓別開拓建設事業農地開発その3造成工事	30,000	平成元年度	平成2年度	浜頓別開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため
東豊富開拓建設事業農地開発その3造成工事	77,000	平成元年度	平成2年度	東豊富開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため
滝上開拓建設事業農地開発その1造成工事	70,000	平成元年度	平成2年度	滝上開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため

滝上開拓建設事業農地開発その2造成工事	40,000	平成元年度	平成2年度	滝上開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
鴻巣開拓建設事業農地開発その2造成工事	31,000	平成元年度	平成2年度	鴻巣開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
鴻巣開拓建設事業第1号幹線道路建設工事	15,000	平成元年度	平成2年度	鴻巣開拓建設事業第1号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
パナクシェン開拓建設事業農地開発その4造成工事	140,000	平成元年度	平成2年度	パナクシェン開拓建設事業農地開発その4の造成工事には、多くの日数を要するため
豊北開拓建設事業農地開発その3造成工事	50,000	平成元年度	平成2年度	豊北開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため
千草開拓建設事業農地開発その4造成工事	80,000	平成元年度	平成2年度	千草開拓建設事業農地開発その4の造成工事には、多くの日数を要するため
北門開拓建設事業農地開発その3造成工事	75,000	平成元年度	平成2年度	北門開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため
北門開拓建設事業第6号排水路建設工事	60,000	平成元年度	平成2年度	北門開拓建設事業第6号排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
北門開拓建設事業第35号支線道路建設工事	50,000	平成元年度	平成2年度	北門開拓建設事業第35号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
北門開拓建設事業第32号支線道路建設工事	45,000	平成元年度	平成2年度	北門開拓建設事業第32号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
芽登開拓建設事業農地開発その3造成工事	100,000	平成元年度	平成2年度	芽登開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため
芽登開拓建設事業第2号排水路建設工事	65,000	平成元年度	平成2年度	芽登開拓建設事業第2号排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
稲穂開拓建設事業農地開発その4造成工事	130,000	平成元年度	平成2年度	稲穂開拓建設事業農地開発その4の造成工事には、多くの日数を要するため
芥内開拓建設事業第7号幹線道路建設工事	25,000	平成元年度	平成2年度	芥内開拓建設事業第7号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため

西別開拓建設事業農地開発その3造成工事	80,000	平成元年度	平成2年度	西別開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため
茶安別開拓建設事業雷別幹線明渠排水路建設工事	110,000	平成元年度	平成2年度	茶安別開拓建設事業雷別幹線明渠排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
標茶西部開拓建設事業農地開発その2造成工事	58,000	平成元年度	平成2年度	標茶西部開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
標茶開拓建設事業草場開発その1造成工事	40,000	平成元年度	平成2年度	標茶開拓建設事業草場開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため
弟子回開拓建設事業幹線道路建設工事	98,000	平成元年度	平成2年度	弟子回開拓建設事業幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
中標津開拓建設事業1号幹線道路その2建設工事	135,000	平成元年度	平成2年度	中標津開拓建設事業1号幹線道路その2の建設工事には、多くの日数を要するため
阿寒東部開拓建設事業3号支線明渠排水路建設工事	64,000	平成元年度	平成2年度	阿寒東部開拓建設事業3号支線明渠排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
太田開拓建設事業幹線道路建設工事	75,000	平成元年度	平成2年度	太田開拓建設事業幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
音羽開拓建設事業草場開発その3造成工事	37,000	平成元年度	平成2年度	音羽開拓建設事業草場開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため
トリトウシ開拓建設事業3号支線道路建設工事	80,000	平成元年度	平成2年度	トリトウシ開拓建設事業3号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
萩野開拓建設事業1号幹線道路その他建設工事	50,000	平成元年度	平成2年度	萩野開拓建設事業1号幹線道路その他の建設工事には、多くの日数を要するため
離島国営農用地開発事業	100,000	平成元年度	平成2年度	徳之島開拓建設事業農地開発亀津団地(22-2)の造成工事には、多くの日数を要するため

運輸省	港湾整備	港湾整備勘定	運輸省	港湾整備	港湾整備勘定	運輸省	港湾整備	港湾整備勘定	運輸省	港湾整備	港湾整備勘定
沖繩国宮かんがい排水事業	宮良川農業水利事業底原ダム閉塞その他の建設工事	200,000	平成元年度	平成2年度	宮良川農業水利事業底原ダム閉塞その他の建設工事には、多くの日数を要するため						
名蔵川農業水利事業名蔵ダム仮排水路流入部建設工事	300,000	平成元年度	平成2年度	名蔵川農業水利事業名蔵ダム仮排水路流入部の建設工事には、多くの日数を要するため							
直轄港湾改修事業	既 定	2,902,000	平成元年度	平成元年度及び平成2年度	新潟港はか80港の改修工事には、多くの日数を要するため						
追加 改 定	追加 改 定	9,906,000	同	平成2年度							
追加 改 定	追加 改 定	12,808,000	同	平成2年度							
港湾改修事業費補助	既 定	1,801,000	平成元年度	平成元年度及び平成2年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する						
追加 改 定	追加 改 定	2,267,000	同	平成2年度							
追加 改 定	追加 改 定	4,088,000	同	平成2年度							
港湾環境整備事業費補助	既 定	690,000	平成元年度	平成2年度	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する						
北海道直轄港湾改修事業	既 定	8,200,000	平成元年度	平成2年度	室蘭港はか29港の改修工事には、多くの日数を要するため						
鹿児島直轄港湾改修事業	既 定	120,000	平成元年度	平成2年度	福江港の改修工事には、多くの日数を要するため						
鹿児島港湾改修事業費補助	既 定	1,347,000	平成元年度	平成2年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する						
沖縄直轄港湾改修事業	既 定	927,000	平成元年度	平成元年度及び平成2年度							

追 加 定 改	660,000 1,587,000 459,000	同 — 平成元年度	平成2年度 — 平成2年度	那覇港ほか2港の改修工事には、多くの日数を要するため 港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
沖繩港湾改修事業費 補助				
エネルギー港湾施設 工事 相馬港整備工事	180,000	平成元年度	平成2年度	相馬港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数 を要するため
空 港 整 備	31,890,400	平成元年度	平成元年度以 降8箇年度以内	松山空港及び熊本空港の整備には、多くの日数を要するため
追 加 定 改	450,000 32,340,400	同 —	平成2年度	
空港整備事業費補助 既 定	792,000	平成元年度	平成元年度及 び平成2年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
追 加 定 改	1,348,000 2,140,000	同 —	平成2年度	
北海道空港整備 既 定	947,000	平成元年度	平成元年度及 び平成2年度	函館空港及び新千歳空港の整備には、多くの日数を要するため
追 加 定 改	905,000 1,852,000	同 —	平成2年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
北海道空港整備事業 費補助	46,000	平成元年度	平成2年度	
鹿児島空港整備事業費 補助	270,000	平成元年度	平成2年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め

建設省	道路整備	空港整備事業費補助	直轄道路新設及び改良事業	追 加 定	既 定	平成元年度	平成2年度	
			追 加 定	217,187,000	平成元年度	平成元年度以降5箇年度以内	平成2年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
			追 加 定	50,195,000	同	平成2年度		
			追 加 定	267,382,000	—	—	—	一般国道静岡1号長崎高架橋(その2)ほか218箇所の新設及び改 築工事には、多くの日数を要するため
			追 加 定	11,184,000	平成元年度	平成元年度以降3箇年度以内	平成2年度	
			追 加 定	1,050,000	同	平成2年度	—	一般国道兵庫2号共同溝ほか4箇所の共同溝工事には、多くの日 数を要するため
			追 加 定	12,234,000	—	—	—	
			追 加 定	2,766,000	平成元年度	平成元年度及び平成2年度	平成2年度	直轄道路修繕工事のうち一般国道青森4号平内修繕ほか80箇所の 修繕工事には、多くの日数を要するため
			追 加 定	7,910,000	同	平成2年度	—	
			追 加 定	10,676,000	—	—	—	
			追 加 定	16,943,000	平成元年度	平成元年度以降5箇年度以内	平成2年度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
			追 加 定	21,509,000	同	平成2年度	—	
			追 加 定	38,452,000	—	—	—	
			追 加 定	17,199,000	平成元年度	平成元年度以降5箇年度以内	平成2年度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
			追 加 定	20,388,000	同	平成2年度	—	
			追 加 定	37,537,000	—	—	—	

北海道直轄道路改築事業	既 定	20,268,000	平成元年度	平成元年度以降5箇年度以内	一般国道5号長万部大橋ほか184箇所及び道道奥尻島線県内2号橋ほか20箇所の改築工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	46,900,000 67,168,000	同 —	平成2年度 —	
北海道直轄道路修繕事業	既 定	1,587,000	平成元年度	平成元年度及び平成2年度	直轄道路修繕工事のうち一般国道5号根室修繕ほか28箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	3,000,000 4,587,000	同 —	平成2年度 —	
北海道地方道改修費補助	既 定	529,000	平成元年度	平成元年度及び平成2年度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 改 定	6,161,000 6,690,000	同 —	平成2年度 —	
土地区画整理事業費補助	既 定	3,150,000	平成元年度	平成2年度以降4箇年度以内	土地区画整理事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 改 定	6,128,000 9,278,000	同 —	平成2年度 —	
街路事業費補助	既 定	22,081,000	平成元年度	平成元年度以降5箇年度以内	街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 改 定	16,752,000 38,783,000	同 —	平成2年度 —	

事業名	平成元年度	平成2年度	事業費
北海道十地区面整理事業費補助	418,000	平成2年度	418,000
北海道道路事業費補助	3,319,000	平成2年度	3,319,000
離島道路事業費補助	299,000	平成元年度及び平成2年度	299,000
追加分	2,680,000	平成2年度	2,680,000
改定	2,979,000	—	2,979,000
離島道路事業費補助	29,900	平成2年度	29,900
沖繩直轄道路改築事業	3,039,000	平成元年度及び平成2年度	3,039,000
追加分	1,200,000	同	1,200,000
改定	4,239,000	—	4,239,000
沖繩一般国道改修費補助	476,000	平成2年度	476,000
沖繩地方道改修費補助	1,238,000	平成2年度	1,238,000
沖繩街路事業費補助	246,000	平成2年度	246,000
治水勘定	67,851,000	平成元年度以降5箇年度以内	67,851,000
追加分	14,009,000	同	14,009,000
改定	81,860,000	—	81,860,000

土地区画整理事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

一般国道68号仲尾次高梁橋(その8)はか5箇所の改築工事には、多くの日数を要するため

道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

治水勘定については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

阿武隈川(はか8)河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため

直轄河川激甚災害対策特別緊急事業	既 定	515,000	平成元年度	平成元年度及び平成2年度	阿武隈川ほか1河川の激甚災害対策特別緊急工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	115,000 630,000	同 —	平成2年度 —	
直轄河川環境整備事業	既 定	840,000	平成元年度	平成元年度以降3箇年度以内	常陸利根川ほか1河川の浄化事業及び赤川ほか9河川の河道整備事業には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	394,000 1,234,000	同 —	平成2年度 —	
河川改修費補助	既 定	7,137,000	平成元年度	平成元年度以降5箇年度以内	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する
	追 加 改 定	5,657,400 12,794,400	同 —	平成2年度 —	
都市河川改修費補助	既 定	17,065,000	平成元年度	平成元年度以降5箇年度以内	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する
	追 加 改 定	4,322,500 21,387,500	同 —	平成2年度 —	
河川激甚災害対策特別緊急事業費補助	既 定	444,000	平成元年度	平成元年度以降3箇年度以内	河川激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する
	追 加 改 定	483,000 927,000	同 —	平成2年度 —	

官 報 (号 外)

準用河川改修費補助	既 定	追 加	改 定	平成元年度	平成元年度及び平成2年度	平成2年度	
北海道直轄河川改修事業	62,000	296,000	358,000	同	—	—	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
北海道直轄河川改修事業	3,073,000	6,950,000	10,023,000	平成元年度	平成元年度以降3箇年度以内	平成2年度	石狩川は、18河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
北海道直轄河川改修事業	280,000	—	—	平成元年度	—	—	留萌川の激甚災害対策特別緊急工事には、多くの日数を要するた め
北海道直轄河川改修事業	92,000	—	—	平成元年度	平成2年度	—	石狩川の河道整備事業には、多くの日数を要するため
北海道河川改修費補助	1,676,000	—	—	平成元年度	平成2年度	—	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
北海道都市河川改修費補助	322,000	—	—	平成元年度	平成2年度	—	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
離島河川改修費補助	119,000	—	—	平成元年度	平成2年度	—	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
離島準用河川改修費補助	8,000	—	—	平成元年度	平成2年度	—	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
沖瀬河川改修費補助	157,500	—	—	平成元年度	平成2年度	—	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め

河川改修事業補助	20,000	平成元年度	平成2年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
河川総合開発事業費補助	2,358,000	平成元年度	平成2年度以降4箇年度以内	河川総合開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
治水ダム建設事業費補助	12,117,000	平成元年度	平成2年度以降4箇年度以内	治水ダム建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
直轄砂防事業	3,767,000	平成元年度	平成元年度以降3箇年度以内	治水ダム建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
直轄地すべり対策事業	4,298,000	同	平成2年度	最上川水系はか26水系の砂防工事には、多くの日数を要するため
砂防事業費補助	1,805,000	同	平成元年度以降3箇年度以内	最上川黒沢地区はか4地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するため
	982,275	平成元年度	平成元年度以降3箇年度以内	

追 改 定	加 定	6,154,650 7,136,925	平成 元 年 度 —	平成 2 年 度 —	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
地すべり対策事業費補助					
既 定	124,425	平成 元 年 度	平成 元 年 度 及び 平成 2 年 度		地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 定	857,625	同	平成 2 年 度		
改 定	982,050	—	—		
北海道直轄砂防事業					
既 定	222,000	平成 元 年 度	平成 2 年 度 以 降 4 箇 年 度 以 内		石狩川水系はか1水系の砂防工事には、多くの日数を要するため
追 加 定	656,000	同	平成 2 年 度		
改 定	878,000	—	—		
北海道砂防事業費補助					
既 定	544,425	平成 元 年 度	平成 2 年 度		砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 定	26,100	平成 元 年 度	平成 2 年 度		地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
改 定					
北海道地すべり対策事業費補助					
既 定	132,300	平成 元 年 度	平成 2 年 度		砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 定	10,500	平成 元 年 度	平成 2 年 度		地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
改 定					
離島地すべり対策事業費補助					
既 定	78,750	平成 元 年 度	平成 2 年 度		砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 定	10,200	平成 元 年 度	平成 2 年 度		地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
改 定					
沖縄砂防事業費補助					
既 定					
追 加 定					
改 定					
沖縄地すべり対策事業費補助					

特定多目的ダム建設工事動定	多目的ダム建設事業				
紀の川大滝ダム建設工事	既 定	4,478,000	平成元年度	平成元年度以降3箇年度以内	紀の川大滝ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加	450,000	同	平成2年度	
	改 定	4,928,000	—	—	
球磨川川辺川ダム建設工事	既 定	2,228,000	平成元年度	平成元年度及び平成2年度	球磨川川辺川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加	400,000	同	平成2年度	
	改 定	2,628,000	—	—	
菊池川竜門ダム建設工事	既 定	11,358,000	平成元年度	平成元年度以降3箇年度以内	菊池川竜門ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加	280,000	同	平成2年度	
	改 定	11,628,000	—	—	
小瀬川弥栄ダム建設工事	既 定	270,000	平成元年度	平成2年度	小瀬川弥栄ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加	—	—	—	
	改 定	—	—	—	
最上川寒河江ダム建設工事	既 定	3,188,000	平成元年度	平成元年度及び平成2年度	最上川寒河江ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加	520,000	同	平成2年度	
	改 定	3,708,000	—	—	

官 報 (号 外)

橋田川蓮ダム建設工事	既 定	840,000	平成元年度	平成元年度及び平成2年度	橋田川蓮ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加	470,000	同	同	平成2年度	
改 定	1,310,000	—	—	—	
雄物川玉川ダム建設工事	既 定	206,000	平成元年度	平成元年度及び平成2年度	雄物川玉川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加	1,320,000	同	同	平成2年度	
改 定	1,526,000	—	—	—	
阿武隈川三春ダム建設工事	既 定	1,545,000	平成元年度	平成元年度以降3箇年度以内	阿武隈川三春ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加	300,000	同	同	平成2年度	
改 定	1,845,000	—	—	—	
芦田川入田原ダム建設工事	既 定	2,458,000	平成元年度	平成元年度以降3箇年度以内	芦田川入田原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加	170,000	同	同	平成2年度	
改 定	2,628,000	—	—	—	
阿武隈川七ヶ宿ダム建設工事	既 定	4,429,000	平成元年度	平成元年度以降3箇年度以内	

追 改	加 定	680,000 5,109,000	同 —	平成 2 年 度 —	阿武隈川七ヶ宿ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多 くの日数を要するため
信濃川三国川ダム 建設工事	既 定	3,068,000	平成 元 年 度	平成 元 年 度 以 降 3 箇年度以内	
追 改	加 定	680,000 3,693,000	同 —	平成 2 年 度 —	信濃川三国川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多 くの日数を要するため
大井川長島ダム建 設工事	既 定	3,296,000	平成 元 年 度	平成 元 年 度 以 降 4 箇年度以内	
追 改	加 定	730,000 4,026,000	同 —	平成 2 年 度 —	大井川長島ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多 くの日数を要するため
黒部川宇奈月ダム 建設工事	既 定	3,760,000	平成 元 年 度	平成 元 年 度 以 降 3 箇年度以内	
追 改	加 定	60,000 3,820,000	同 —	平成 2 年 度 —	黒部川宇奈月ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多 くの日数を要するため
荒川荒川調節池総 合開発建設工事	既 定	2,266,000	平成 元 年 度	平成 元 年 度 以 降 3 箇年度以内	
追 改	加 定	250,000 2,516,000	同 —	平成 2 年 度 —	荒川荒川調節池総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事 には、多くの日数を要するため
赤川月山ダム建設 工事	既 定	12,811,000	平成 元 年 度	平成 元 年 度 以 降 3 箇年度以内	

追 改 定	300,000 13,111,000	平成元年度 —	平成2年度 —	赤川月山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日 数を要するため
吉野川富郷ダム建 設工事 既 定	3,048,000	平成元年度	平成元年度及 び平成2年度	
追 加 改 定	400,000 3,448,000	同 —	平成2年度 —	
渡川中筋川ダム建 設工事 既 定	3,914,000	平成元年度	平成元年度以 降3箇年度以内	吉野川富郷ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
追 加 改 定	200,000 4,114,000	同 —	平成2年度 —	
山国川中津大堰建 設工事 既 定	2,734,000	平成元年度	平成元年度及 び平成2年度	
追 加 改 定	100,000 2,834,000	同 —	平成2年度 —	山国川中津大堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
江の川灰塚ダム建 設工事 既 定	160,000	平成元年度	平成2年度	
北海道多目的ダム建 設事業 後志利別川美利河 ダム建設工事 既 定	2,359,000	平成元年度	平成元年度以 降3箇年度以内	

追 改	加 定	315,000 2,674,000	同 —	平成 2 年 度 —	後志利別川美利河ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、 多くの日数を要するため
沙流川総合開発建 設工事	定	6,732,000	平成 元 年 度	平成 元 年 度 以 降 3 箇年度以内	沙流川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
追 改	加 定	150,000 6,882,000	同 —	平成 2 年 度 —	
石狩川滝里ダム建 設工事	定	320,000	平成 元 年 度	平成 元 年 度 及 び平成 2 年 度	
追 改	加 定	1,550,000 1,870,000	同 —	平成 2 年 度 —	石狩川滝里ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
石狩川忠別ダム建 設工事	定	1,280,000	平成 元 年 度	平成 2 年 度 及 び平成 3 年 度	石狩川忠別ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
追 改	加 定	420,000 1,680,000	同 —	平成 2 年 度 —	
十勝川札内川ダム 建設工事	定	405,000	平成 元 年 度	平成 2 年 度	十勝川札内川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
沖縄多目的ダム建設 事業	定	420,000	平成 元 年 度	平成 2 年 度	沖縄北部河川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、 多くの日数を要するため

一 平成元年度特別会計補正予算(特第2号)に関する報告書

一 補正予算の要旨
本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、厚生保険特別会計等十七特別会計について所要の補正措置を講ずるものである。
なお、国有林野事業特別会計等六特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計	
交付税及び譲与税配付金勘定	歳入(百万円)
当初	一八、六一五、五七八
修正追加	一、五九五、八六四
修正減少	六〇九、六〇〇
計	一九、六〇一、八四二
2 国債整理基金特別会計	
当初	歳入(百万円)
修正追加	四〇、五八六、二七〇
修正減少	二、三七四、六四〇
計	△三、六五七、四四八
3 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計	歳入(百万円)
当初	三九、三〇三、四六二
修正追加	四四〇、八四〇
修正減少	二〇、〇〇〇
計	△四六〇、八四〇
4 国立学校特別会計	歳入(百万円)
当初	一、九二二、二六三
修正追加	五二、六五三
修正減少	三六、三五三
計	△九二七、五六三
5 厚生保険特別会計	歳入(百万円)
(1) 健康勘定	歳入(百万円)
当初	六、一八七、九三七
修正追加	四八、五二二
修正減少	六四、八七八
計	△六、一七一、五七一
(2) 年金勘定	歳入(百万円)
当初	一八、二九七、五七〇
修正追加	六六、六〇一

修正減少	一八、三六四、一七一
(3) 業務勘定	歳入(百万円)
当初	三七一、〇九〇
修正追加	一、五〇二、五三七
修正減少	四二七、二〇〇
計	△一、八七三、二〇〇
6 国民年金特別会計	歳入(百万円)
(1) 基礎年金勘定	歳入(百万円)
当初	六、四九四、六八八
修正追加	一一七、五七九
修正減少	六、六二二、二六七
計	△五、五八一、三三〇
(2) 国民年金勘定	歳入(百万円)
当初	五、五八一、三三〇
修正追加	六七、八四七
修正減少	五、六四九、一七七
計	△一、六三一、二〇九
(3) 業務勘定	歳入(百万円)
当初	一、六三一、二〇九
修正追加	三、二二七
修正減少	一、六三四、一五八
計	△一、六三四、一五八

計 以上のほかに、登記特別会計、船員保険特別会計、国立病院特別会計、農業共済再保険特別会計、国営土地改良事業特別会計、自動車検査登録特別会計及び治水特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。
また、公共事業について国庫債務負担行為の追加を行うのは、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計、道路整備特別会計及び治水特別会計である。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二年三月二十二日

予算委員長 越智 伊平

衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

右 国会に提出する。

平成二年二月二十八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

平成元年度政府関係機関補正予算
予 算 総 則 補 正

第1条 次に掲げる各政府関係機関の平成元年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

国民金融公庫
住宅金融公庫
北海道東北開発公庫

第2条 平成元年度政府関係機関予算総則第2条第1項の各公庫の借入金等の限度額の表中

住宅金融公庫	政府からの借入金
	5,079,800,000千円
	政府以外の者からの借入金
	204,500,000
	住宅金融公庫財形住宅債券
	イ 政府引受債
	18,500,000

イ以外のもの	167,274,000
住宅金融公庫住宅地債券	48,820,000

を

住宅金融公庫	政府からの借入金	5,079,800,000千円
	政府以外の者からの借入金	137,500,000
	住宅金融公庫財形住宅債券	
	イ 政府引受債	13,500,000
	ロ イ以外のもの	128,121,000
	住宅金融公庫住宅地債券	48,820,000

に改める。

第3条 「国民金融公庫法」第5条第1項ただし書の規定により、平成元年度において、国民金融公庫がその資本金を増加することができる金額は、2,000,000千円とする。

(号外)

甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	款	項	補 正 額		
			追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
国民金融公庫 収入	事業益金 雑収入	事業益金	9,340,979	0	9,340,979
		事業益金	9,340,979	0	9,340,979
		一般会計より受入	0	△ 228,881	△ 228,881
		雑収入	0	△ 28,688	△ 28,688
		雑収入	0	△ 200,198	△ 200,198
支出		事業補正額	9,340,979	△ 228,881	9,112,098
		事業補正額	1,518,741	△ 17,726,767	△ 16,208,026
		事業補正額	0	△ 580,000	△ 580,000
		事業補正額	1,518,741	△ 18,306,767	△ 16,788,026

[illegible]

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)に関する報告書

一 補正予算の要旨
本補正予算は、国民金融公庫、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫について所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 国民金融公庫

当初	収入(百万円)	支出(百万円)
補正追加	三五八、三九六	三六一、二四一
修正減少	九、三四一	一、五一九
計	二二九	一八、三〇七
	三六七、五〇八	三四四、四五三

2 住宅金融公庫

当初	収入(百万円)	支出(百万円)
補正追加	二、一七二、〇八六	二、二七三、一四七
修正減少	六〇二、五五六	二八三
計	四、六〇三	五、二八九
	二、七七〇、〇三九	二、二二二、一四一

3 北海道東北開発公庫

当初	収入(百万円)	支出(百万円)
補正追加	五七、八八九	五八、五七九
修正減少	三、五二六	〇
計	八、五七四	二、四一九
	五二、八四一	五六、一六〇

二 補正予算の可決理由
本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二年三月二十二日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
予算委員長 越智 伊平

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二年二月二十八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第二号中「三兆五千九百四十二億三千五百万円」を「二兆九千八百四十六億三千五百万円」に改める。

別表の道府県の項中		1 道路橋りよう費		道路の面積	
二二四、〇〇〇 を	1 道路橋りよう費	(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	
		(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	
五、六一五、〇〇〇 を	4 その他の土木費	(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	
		(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	
二二四、〇〇〇 に	4 その他の土木費	(1) 経常経費	人口	一人につき	
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	
七五九 を	4 その他の土木費	(1) 経常経費	人口	一人につき	
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	
二、二九〇 を	1 道路橋りよう費	(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	
		(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	
七五九 に改め、同表の市町村の項中	1 道路橋りよう費	(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	
		(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	
九四、五〇〇 を	3 都市計画費	(1) 経常経費	都市計画区	一人につき	
		(2) 投資的経費	都市計画区	一人につき	
六〇三、〇〇〇 を	3 都市計画費	(1) 経常経費	都市計画区	一人につき	
		(2) 投資的経費	都市計画区	一人につき	
九四、五〇〇 に	3 都市計画費	(1) 経常経費	都市計画区	一人につき	
		(2) 投資的経費	都市計画区	一人につき	
七四四 を	3 都市計画費	(1) 経常経費	都市計画区	一人につき	
		(2) 投資的経費	都市計画区	一人につき	
八四五 を	3 都市計画費	(1) 経常経費	都市計画区	一人につき	
		(2) 投資的経費	都市計画区	一人につき	

（地方交付税法等の一部を改正する法律の一部改正）
第二条 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成元年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 財源対策債償還基金費	昭和五十三年から昭和五十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 六六〇円
市町村	一 財源対策債償還基金費 二 地域振興基金費	昭和五十三年から昭和五十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一人につき 一、七六五 千円につき 六六〇
	二 地域振興基金費	人口	一人につき 九〇〇

附則第四項ただし書中「当該測定単位」を「当該測定単位の数値は、財源対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に、「応じ」を「応じて、地域振興基金費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して」に改め、同項の表を次のように改める。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）
第三条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
附則第五條第一項中「三兆五千九百四十二億三千五百万円」を「二兆九千八百四十六億三千五百万円」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
平成三年度	千八百二十二億円
平成四年度	二千三百四億円
平成五年度	二千四百五十二億円
平成六年度	二千六百三十二億円
平成七年度	二千八百二十一億円
平成八年度	二千九百九十二億円
平成九年度	三千二百一十一億円
平成十年度	三千四百二十四億円
平成十一年度	三千六百八十八億円
平成十二年度	三千九百三十七億九千五百万円

附 則
この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成元年度分の地方交付税から適用する。

理 由

地方財政の状況にかんがみ、普通交付税の額の算定について、単位費用の一部を改定するとともに、平成元年度に限り地域振興基金費を設けるほか、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金と減額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の健全化等を図るため、地方交付税の総額の特例、基準財政需要額の算定方法の改正等を行うとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 地方交付税の総額の特例

補正予算により平成元年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが増額されることに伴い、同特別会

計における借入金を六千九百六十六億円減額すること。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

地方債の増減等に伴い必要となる財源を措置するため、単位費用の一部を改定する等の改正を行うとともに、平成元年度に限り地域振興基金費を設けることとする。

3 その他所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

地方財政の状況にかんがみ、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の減額、単位費用の一部改定等を行うとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成元年度特別会計補正予算（特第2号）の交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入に一兆五千九百五十八億六千三百七十六万円が計上されている。

平成二年三月二十二日

地方行政委員長 島村 宣伸
衆議院議長 櫻内 義雄殿

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成二年二月二十八日
内閣総理大臣 海部 俊樹

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律
厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の
一部を次のように改正する。
第十九条を次のように改める。

第十九条 特別保健福祉事業ニ関スル政府ノ經理
ハ当分ノ間第一條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本會計ニ
於テ行フモノトス

前項ノ特別保健福祉事業(以下特別事業ト稱ス)
トハ國民保健ノ向上及老人福祉ノ増進ヲ目的ト
シテ國民ノ老後ニ於ケル健康ノ保持及適切ナル
医療ノ確保ヲ圖ル為特別保健福祉事業資金ノ運
用利益金ヲ財源トシテ行フ左ニ掲グルモノヲ謂
フ

一 社会保険診療報酬支払基金ガ行フ老人保健
法第六十四條第三項ニ規定スル老人保健關係
業務ニ對スル政令ヲ以テ定ムル補助ニシテ予
算ノ範圍内ニ於テ行フモノ
二 健康保險事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル
老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金ノ一部ニ充ツ
ル為予算ノ範圍内ニ於テ行フ健康勘定ヘノ繰
入

三 船員保險事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル
老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金ノ一部ニ充ツ
ル為及船員保險事業ノ福祉施設費ノ内政令ヲ
以テ定ムルモノニ充ツル為予算ノ範圍内ニ於
テ行フ船員保險特別會計ヘノ繰入

四 前三号ニ掲グルモノノ外健康保險事業ノ保
健施設及福祉施設其ノ他ニ係ル財政上ノ措置
ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ
第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ經
理ヲ本會計ニ於テ行フ場合ニ於テハ業務勘定ニ
特別保健福祉事業資金(以下資金ト稱ス)ヲ置キ

次条第二項ノ規定ニ依ル繰入金、資金ノ運用利
益金及第十九条ノ六第一項ノ規定ニ依ル繰入金
ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ經
理ヲ本會計ニ於テ行フ場合ニ於テハ業務勘定ニ於
テハ第六條ノ規定ニ依ルモノノ外資金ニ充ツル
為ノ一般會計ヨリノ繰入金、資金ヨリノ繰入金
及特別事業ニ係ル附屬雑収入ヲ以テ其ノ繰入ト
シ資金ヘノ繰入金、特別事業ニ要スル経費並ニ
年金勘定及一般會計ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ繰出
トス
第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ經
理ヲ本會計ニ於テ行フ場合ニ於テ健康勘定ニ於
テハ第三條ノ規定ニ依ルモノノ外業務勘定ヨリ
ノ繰入金ヲ以テ其ノ繰入トス
第十九条ノ次に次の六條を加える。
第十九条ノ二 資金ニ充ツル為必要アルトキハ一
般會計ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限リ業務勘定ニ
繰入ルルコトヲ得
資金ニハ前項ノ規定ニ依ル一般會計ヨリノ繰入
金ニ相當スル金額ヲ業務勘定ヨリ繰入ルベシ
第十九条ノ三 特別事業ニ要スル経費ニ充ツル為
資金ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限リ業務勘定ニ繰
入ルルコトヲ得
前項ニ規定スル繰入金ノ額ハ當該繰入金ヲ為ス
年度迄ニ生ジタル資金ノ運用利益金及當該年度
ノ前年度迄ニ第十九条ノ六第一項ノ規定ニ依リ
資金ヘ繰入レタル金額ノ合計額ニ相當スル金額
(當該前年度迄ニ前項又ハ同条第二項ノ規定ニ
依リ業務勘定ニ繰入レタル金額アル場合ニ於テ
ハ其ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ相當スル金
額)ヲ限度トス
第十九条ノ四 政府ハ厚生年金保險事業ノ長期的
安定ヲ確保スル為必要アルトキハ特別事業ノ必
要性ヲ勘案シツツ業務勘定ヨリ資金ノ金額ヲ限
度トシテ予算ノ定ムル金額ヲ限リ年金勘定ニ繰
入ルルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ年金勘定
ニ於テハ第五條ノ規定ニ依ルモノノ外業務勘定
ヨリノ繰入金ヲ以テ其ノ繰入トス
第一項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ當該繰
入金ニ相當スル金額ヲ資金ヨリ業務勘定ニ繰入
ルベシ
第一項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為シタルトキハ當
該繰入金額ガ第十八条ノ十一第二項又ハ第十八
条ノ十二第二項ノ規定ニ依リ一般會計ヨリ年金
勘定ニ繰入レラレタルモノト看做ス
前項ノ規定ノ適用ニ付テ必要ナル事項ハ政令ヲ
以テ之ヲ定ム
一般會計ヨリ第十八条ノ十一第二項及第十八条
ノ十二第二項ノ規定ニ依リ一般會計ヨリ年金勘
定ニ繰入ルベキ金額ノ合計額ニ相當スル金額ガ
年金勘定ニ繰入レラレタル場合(第四項ノ規定
ニ依リ繰入レラレタルモノト看做サレタル場合ヲ
含ム)ニ於テ資金ニ殘額アルトキハ政府ハ特別
事業ノ必要性ヲ勘案ノ上業務勘定ヨリ當該殘額
ヲ限度トシテ予算ノ定ムル金額ヲ限リ一般會計
ニ繰入ルルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ第三項ノ
規定ヲ準用ス
第十九条ノ五 資金ノ受払ハ大藏大臣ノ定ムル所
ニ依リ業務勘定ノ歳入歳出外トシテ經理ス
第十九条ノ六 業務勘定ニ於テ毎會計年度ノ第十
九条第四項ノ規定ニ依ル歳入額ヨリ當該年度ノ
同項ノ規定ニ依ル歳出額ヲ控除シテ剩余ヲ生ジ
タルトキハ之ヲ資金ニ繰入レ不足ヲ生ジタルト
キハ之ヲ資金ヨリ補足スベシ
第十九条第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル
政府ノ經理ヲ本會計ニ於テ行フ場合ニ於ケル第
九条ノ規定ノ適用ニ付テハ同条中「決算上」トア
ルハ「毎會計年度ノ歳入額(第十九条第四項ノ規
定ニ依ルモノヲ除ク)ヨリ當該年度ノ歳出額(同
項ノ規定ニ依ルモノヲ除ク)ヲ控除シテ」ト読替
フルモノトス

第十九条ノ七 資金ハ資金運用部ニ預託シ之ヲ運
用スルコトヲ得
第二十條から第二十二條までを次のように改め
る。
第二十條乃至第二十二條 削除
附則
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律
による改正後の規定は、平成元年度以降の予算
について適用する。
2 船員保險特別会計法(昭和二十二年法律第二
百三十六号)の一部を次のように改正する。
第二十六條の次に次の一條を加える。
第二十七條 厚生保險特別会計法(昭和十九年
法律第十号)第十九條第一項の規定により特
別保健福祉事業に關する政府の經理を厚生保
險特別會計において行つ場合においては、第
三條の規定によるものは、厚生保險特別
會計業務勘定からの繰入金をもつてこの會計
の歳入とする。

理由
厚生保險特別會計において行つ特別保健福祉事
業に必要な財源の確保を圖るため、業務勘定に一
般會計からの繰入金等をもつて充てる資金を設け
ることとし、これに關する所要の事項を定める必
要がある。これが、この法律案を提出する理由で
ある。

厚生保險特別會計法の一部を改正する法律
案(内閣提出)に關する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案の内容は、次のとおりである。
1 (一) 厚生保險特別會計において、當分の
間、「特別保健福祉事業」を行ふこととす
る。
(二) 「特別保健福祉事業」(以下「特別事業」
という。)とは、國民保健の向上及び老人
福祉の増進を目的として、國民の老後に

平成二年三月二十二日 衆議院會議録第六号(一)
厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案及び同報告書

平成二年三月二十二日 衆議院會議録第六号(一)

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案及び同報告書 農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

九四

おける健康の保持と適切な医療の確保を図るために行う、次に掲げるものをいうこととする。

- (1) 社会保険診療報酬支払基金が行う老人保健関係業務に対する補助
- (2) 健康保険事業の管掌者たる政府が納付する老人保健拠出金の一部に充てられる健康勘定への繰入れ
- (3) 船員保険事業の管掌者たる政府が納付する老人保健拠出金の一部及び船員保険事業の福祉施設費の一部に充てられる船員保険特別会計への繰入れ
- (4) 健康保険事業の保険施設及び福祉施設その他に係る財政上の措置で政令で定めるもの

2 (一) 厚生保険特別会計の業務勘定に「特別保健福祉事業資金(以下「資金」という)を置き、資金に充てるために必要があるときは、一般会計から繰入れをすることができるとする。

(二) 資金は資金運用部に預託することができるとし、運用益は特別事業に要する経費に充てることができることとする。

3 (一) 厚生年金保険事業の長期的安定を確保するために必要があるときは、特別事業の必要性を勘案しつつ、業務勘定から同特別会計年金勘定に、資金の額を限度として繰入れをすることができるとする。この場合には、当該繰入金に相当する金額が厚生年金国庫負担繰延べの繰戻しとして、一般会計から年金勘定に繰入れられたものとみなすこととする。

(二) 厚生年金国庫負担繰延べの繰戻しが全額行われた後においては、特別事業の必要性を勘案した上で、業務勘定から一般会計に、資金の額を限度として繰入れをすることができるとする。

4 この法律は、公布の日から施行し、平成元年度以降の予算について適用することとする。

二 議案の可決理由

厚生保険特別会計に、一般会計からの繰入金により資金を設け、その運用益を老人保健制度の基盤安定化の措置に充てることができるようにするとともに、資金を過去における厚生年金保険国庫負担繰延べ措置についての将来の返済に資するために用いることができるようにすることは、適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

平成元年度一般会計補正予算において、特別保健福祉事業資金の財源に充てるため、一般会計から厚生保険特別会計へ一兆五千億円の繰入金を上記している。

平成二年三月二十二日

衆議院議長 大蔵委員長 衛藤征士郎
櫻内 義雄殿

【別紙】

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 補正予算を作成するに当たっては、財政法の規定に従い、今後とも引き続き適正に行うよう努めること。

一 厚生年金保険国庫負担繰延べについては、財政事情の許すかぎり可及的速やかに返済し、厚生年金保険事業の長期的安定を図ること。

一 老人保健医療に係る加入者按分率の引き上げに伴う健康保険組合等各被用者保険の老人保健拠出金の負担増については、各被用者保険の保険料率の急激な引き上げをもちたしたり、保険

事業運営に支障の起こることのないよう適切に対処するとともに、老人の福祉・保健・医療の全般にわたる、老人保健制度の長期的安定化に努めること。

一 高齢化社会の進展に伴って、社会保障制度をより安定的に機能させるため、過大な国民負担をもたらすことのないよう長期的展望に立って社会保障制度の一層の充実を図ること。

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

右

平成二年三月二日

内閣総理大臣 海部 俊樹

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第一条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「法人」の下に「これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。」を加え、同項第一号の二「土地を含む」の下に、次号において同じを加え、同号の次に次の二号を加える。

一の二 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

一の三 農業経営の規模の拡大に伴い必要資金であつて主務大臣の指定するもの

第十八条の三の次に次の一条を加える。

条第一項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするものうち主務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 指定地域内において生産される農林畜水産物(以下「指定地域農林畜水産物」という)を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であつて、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化(以下「新商品の研究開発等」という)が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者 当該新商品の研究開発等を行うのに必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うのに必要な長期かつ低利の資金

二 指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であつて農林漁業の振興に資するものを設置する者 当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金

2 前項の「指定地域」とは、地勢等の地理的条件が惡く、農業の生産条件が不利な地域であつて、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。

3 第一項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間は、別表第一の範囲内で公庫が定める。

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、「よる外をよるほか」に改め、同項第一号中「国債」の下に「地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券)を加え、同項に次の一号を加える。

三 銀行又は農林中央金庫への預金
第三十五条中「三万円」を「十万円」に改める。
第三十六条中「左の場合においては」を「次の各号の一に該当する場合には」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第十八条の三」を「第十八条の四」に改める。
第三十七条中「一万円」を「五万円」に改める。
附則第十項を次のように改める。

附則第十項を次のように改める。

別表第二の第一号の次に次のように加える。

一 二 農業経営の改善を図るため経営面積(農業経営の用に供する農地又は採草放牧地の面積をいう。以下同じ)の拡大を促進することが特に必要と認められるものとして主務大臣の指定する農業部門において、経営面積の拡大とその拡大後の農業経営の効率化を総合的かつ計画的に推進するのに必要な資金であつて、第十八条第一項第一号、第一号の二、第一号の三、第一号の四又は第一号の五に掲げるもののうち、主務大臣の指定するもの

(農業信用保証保険法の一部改正)

第二条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「改善」の下に「又は農業経済の安定」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

10 政府は、農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)の施行の日から五年以内

に、第十八条の四の規定の施行の状況を勘案し、同条第一項に規定する業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第二十三項中「並びに第十八条の三第一項」を「第十八条の三第一項並びに第十八条の四第一項」に改める。

附則第二十五項中「政令で」を「主務大臣の」に、「とする」を「と」、「年四分五厘」とあるのは「年四分五厘以内で主務大臣の定める利率」とするに改める。

別表第一中「第十八条の三関係」を「第十八条の四関係」に改め、同表の第一号(内)の据置期間の欄中「三年」を「八年」に改め、同号(内)の償還期限の欄中「十八年」を「二十五年」に改め、同号(内)の据置期間の欄中「三年」を「八年」に改め、同表の第三号の次に次のように加える。

年八分五厘 十五年 三年

年八分五厘 十五年 三年

(経過措置)

2 この法律の施行前に農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に關する法律の一部改正

4 原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに關する臨時措置に關する法律(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一項中「第十八条の三第一項」の下に「第十八条の四第一項」を加える。

特定農産加工工業経営改善臨時措置法の一部改正(特定農産加工工業経営改善臨時措置法の一部改正)

第五條第一項中「第十八条の三第一項」の下に「第十八条の四第一項」を加える。

理由

最近における農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫の業務として、特定の農業部門における農業経営の規模の拡大とその効率化を総合的かつ計画的に推進するのに必要な資金及び農業の生産条件が不利な一定の地域の農林畜水産物の加工の増進等を図るのに必要な資金の貸付けを加えるとともに、これに関連して、農林漁業信用基金が行う農業信用保証に付することができ資金の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化に対処するため、農業経営の体質を強化するとともに、農村地域の維持・発展を図っていくことが一層重要となつてきていることにかんがみ、農林漁業金融公庫から所要の長期かつ低利

の資金の貸付けを行うこととするともに、農林漁業信用基金が行う農業信用保証の対象を拡大する措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 農林漁業金融公庫法の一部改正

(一) 農業の経営改善を図るため、経営規模の拡大を促進することが特に必要な特定の農業部門(土地利型農業)について、経営面積の拡大等を総合的に推進するのに必要な農地等の所有権または利用権の取得その他経営改善に必要な資金を、公庫が一括して貸し付けることとする。その貸付条件については、利率は一部を除き年三分五厘、償還期限は二十五年以内、据置期間は三年以内とする。

(二) 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な一定の地域における農業の健全な発展を図るため、これらの地域を指定し、指定地域内の農林畜水産物の加工及び販売の促進又は指定地域に存在する農林漁業資源の有効活用を図るための資金を、公庫が貸し付けることとする。その貸付条件については、利率は年八分五厘以内、償還期限は十五年以内、据置期間は三年以内とする。

(三) 農林漁業金融公庫資金の貸付対象者として、農林漁業を営む者等あるいは地方公共団体が主たる構成員等となつて法人で、農林漁業の振興を目的とするものを加えることとする。

(四) 共同利用施設資金について、据置期間を三年以内から八年以内に延長するとともに、主務大臣指定施設資金について、償還期限を十八年以内から二十五年以内に、据置期間を三年以内から八年以内に延長すること。

(五) 農林漁業金融公庫の余裕金の運用方法として、地方債等の一定の債券の保有及び銀

行等への預金を加えるとともに、金利改定の簡素合理化を図るため、現在、政令で定めることとされている金利については主務大臣が定めることとする。

2 農業信用保証保険法の一部改正

農業者等の事業又は生活に必要な資金のうち農家経済の安定に資するものについて、その融通の一層の円滑化を図るため、これらの資金を農林漁業信用基金が行う農業信用保険等の対象に加えることとする。

二 議案の修正議決理由

最近における農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫の業務として、特定の農業部門における農業経営の規模の拡大とその効率化を総合的かつ計画的に推進するのに必要な資金及び農業の生産条件が不利な一定の地域の農林畜水産物の加工の増進等を図るのに必要な資金の貸付けを加えるとともに、これに関連して、農林漁業信用基金が行う農業信用保険に付することができ資金の範囲を拡大しようとする等の本案の趣旨は妥当と認めるが、施行期日について修正を行うことを必要と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二年三月二十二日

農林水産委員長 亀井 静香
衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二年四月一日
公布の日から施行する。

〔別紙〕
農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

最近の農業・農山漁村をめぐる厳しい情勢に対処して、我が国農業の体質の強化と農山漁村地域の活性化を図ることが農政の緊急課題となつてい

このような政策課題に対処し、農林漁業施策の充実が強く求められる中で、農林漁業金融の果たす役割はますます重要となつてい

よつて、政府は、今後とも農林漁業金融制度の拡充強化に努めるとともに、本法の運用に当たつては、左記事項に留意しつつ、制度本来の使命が十分に果たせるよう万全の措置を講ずべきである。

記

一 稲作等土地利用型農業経営体質強化資金については、経営改善に努める農業者等が幅広く活用できるよう適切な運用を図ること。

二 中山間地域活性化資金については、資金創設の目的に沿ひ、農山漁村の地域の特性を十分に活かした運用を図ること。

また、公庫資金と系統資金の融資分野については、それぞれの役割を分担しつつ、機能が十分発揮されるよう対応すること。

三 公庫資金の貸付対象者として、いわゆる第三セクターが追加される分野については、農林漁業の振興と農山漁村の活性化に十分に活用されるよう適切な運用を図ること。

四 農林漁業信用基金の行う保険対象事業については、農林漁業者等の資金需要の動向に即し、信用補充事業としての機能が十分に発揮されるよう今後とも本事業の適切な運用に努めること。

右決議する。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二年二月二十八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

三 昭和五十九年度末までに政府から借り入れた借入金(利息で平成二年度から平成六年度までの各年度において支払うべきもの)

平成三年度以降平成十二年までの各年度 平成二年度以降の各年度

附則第十四項中「平成三年度まで」を「平成元年度まで」に、「平成三年度から平成十二年度までの間において、毎年度」を「平成元年度において、同表三の項に係る特別損失にあつては平成三年度から平成十二年度までの間において」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

住宅金融公庫の昭和六十三年までの特別損失を平成元年度において交付金の交付により一括して整理するとともに、平成二年度から平成六年度までの各年度について新たに特別損失に関する措置を講ずることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、住宅金融公庫の特別損失の整理等を行うため、住宅金融公庫法について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 昭和六十三年までの特別損失を、平成元年度において交付金の交付により一括して整理するものとする。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律
住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項の表一の項中「平成三年度」を「平成元年度」に改め、同表二の項中「平成二年度」を「昭和六十三年」に改め、「平成三年度以降平成十二年度までの各年度」を「平成元年度」に改め、同表に次のように加える。

平成三年度以降平成十二年までの各年度 平成二年度以降の各年度

2 平成二年度から平成六年度までの各年度の特別損失について、平成十二年度までに交付金を交付して整理するものとする。

三 この法律は、公布の日から施行する。

議案の可決理由
本案は、国民の良質な住宅の取得の促進と住宅金融公庫の健全な財政確保を図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費は、平成元年度補正予算一般会計に五千九百九十二億六千万円が計上されている。

右報告する。

平成二年三月二十二日

建設委員長 中島 衛
衆議院議長 櫻内 義雄殿